325.2-Ku67ウ
1200500736317
5.2
67

產業の轉換整理と法律手續

附・新會社案（レシーバー・シップ）

法學博士
栗栖赳夫 著

工業新聞社刊

始

325.2
Ku67

法學博士　栗栖赳夫著

産業の轉換整理と法律手續

〔附・新會社（レシーバー・シップ）案〕

工業新聞社刊

973
444

目次

第一　産業の轉換整理
産業の轉換整理の必要……一
産業の轉換整理の方法……八
産業の轉換整理の指導……一六
第二　會社の改造
新會社の設立……一九
會社の整理……三二
會社の和議……四二
會社資本の變更……六二

會社の解散及合併……………………七三
會社の清算……………………七八
第三 英米の會社の改造
英米法に於ける「レシーバー」制……………………八九
英國に於ける會社の改造……………………九七
米國に於ける會社の改造……………………一〇三
附録
新會社定款……………………一一七
株式の引受……………………一二六
發起設立と檢査役の選任及調査……………………一三一
募集設立と創立總會の決議……………………一三三
會社設立の登記……………………一三九

第一 産業の轉換整理

産業の轉換整理の必要

（一）

戰ひが終つてもう半歳を越える。日銀券の發行高六百餘億圓といふ危險信號は、我が經濟財政の現情に對する警鐘である。恐るべきインフレイションの大波は、犇々とわれわれの身に押寄せて來てをる。今にして之を打ち止めなくては、其の結果するところは、謂はなくても明らかである。正に危機である。そこで政府はこの度終戰後の日本經濟の建直しとインフレイションに依て起る國民生活の不安定、延て各種の社會不安を救ひ是正する爲めに、經濟財政の全般に亘つて、強い統制の下に、此の經濟危機を乘切る綜合的拔本的緊急對策を構てる必要を痛切に認められ、仍つて去る二月十七日に

（1） 通貨其の他の金融對策として預金封鎖を斷行し新舊日本銀行券を交換し財産稅等の新稅

徴收に必要なる國民財産の調査を爲す爲めに、金融緊急措置令、日本銀行券預入令及臨時財産調査令を公布施行し、

（2）食糧對策として主要食糧品の强制收用、生鮮食糧品の統制及虚僞人口の撲滅等に强權を發動する爲めに食糧緊急措置令を公布施行し、

（3）物資對策として隱匿製品及原料等の物資の强制買上を爲す爲めに隱匿物資緊急措置令を公布施行し、又

（4）物價對策として新物價體系を確立する爲めに戰後物價對策基本要綱を發表し、之に依て三月二日物價統制令及之に基く各省共同省令並に新物價統制價格一覽表を公布し、尙又

（5）失業者の就業を確保し其の勤勞力を再建諸産業に振向ける爲めに緊急就業對策要綱を發表し其の實施を期する

ことになつたのであるが、更に政府は此等の緊急對策の一環を爲す生産增强の方策として第二段に

（1）重要産業工場の指定

（2）工場委員會制の制定、新會社設立等に依る産業轉換整理の促進

等を考慮し、其の早急の展開が期待せられてをる。重要産業工場の指定は、重點産業の內、生産條件の優秀な工場を指定し、之に資材、勞力、資金等の生産要素を重點的に割當て其の生産を確保しやうとするものであつて、先づ第一に石炭事業、化學肥料（硫安）工場の指定を爲し逐次之れが範圍を重點的に擴大しやうと目論むものである。

右の重要産業工場の指定、之に對する資材、勞力、資金等の生産要素の重點的割當を爲すには別に述べるが如く何うしても之れが綜合的計畫を樹立する中央機關を是非とも必要とする。此の種の中央機關がなくては、幾ら生産の增强を促進しても全く實效を收めることは出來ない。

又工場委員會制は、現下の勞資對立抗爭が生産を阻害することの尠くないのに鑑み、勞資双方の代表者から成る工場委員會を設けて作業條件其の他一定の事項の決定に當らしめやうとするものと一部では傳へられる。更に新會社の設立等に依る民需産業の轉換整理は、軍需産業の民需産業への轉換整理を促進する爲めに採用せられる新方法である。固より軍需産業會社の資本（自己資本及借入資本）其の他の企業構成に改造を必要としないものに付ては、急速に其の儘事業轉換をすれば足るのであるが、然らざるものに付ては、右新方法に依て先づ新會社の設立等を爲し、新會社をして民需生産を目的とする轉換事業の經營に當らしめた上、資本其の他の企業構成の改

造を爲さしめやうとするものに外ならぬ。〔昭和二一年二月一七日及一八日日本産業經濟新聞に據る。〕

更に二月二十五日の地方長官會議に於ては幣原首相から今回の綜合的經濟危機緊急對策が實效を收めるか否かは一に生産の增强に係る旨を力說せられ、又小笠原商相からは、生産活動促進の爲めに企業家の奮起を要望し、近く發表の生産增强方策の内容として次の諸點を明らかにせられた次第である。〔昭和二一年二月二六日朝日新聞に據る。〕

（1）石炭及化學肥料等食糧關係上、鑛業の生産に主眼を置くこと

（2）能率を基調とする重點主義に基き優秀なる工場等に對し燃料資材等を集中的に配給すること

（3）軍需企業の民需轉換を促進する爲めにレシーバー制に倣ひ新會社を設立せしめて從來の企業經營を新會社に委任せしめると共に積極的に金融の途を開くこと

（4）不足經濟を本年の性格とする我國經濟の再建の爲めには、經濟力を最も合理的に最大限度まで活用する必要があり、相當の分野に亙つて統制を實施すること

（二）

申す迄もなく右の通貨、金融、物價等の諸施策をして實效を擧げさすには、何うしても他方に於て食糧、其の他の民需物資の增産、卽ち生産增强の實現を緊要とする。インフレイションの防止、物價高騰の抑止には、現下の諸情勢に鑑み、急速なる生産の增强が根本的、支配的である。金融方面の色々な措置も固より必要であり、又勿論第一段の施策として實行せられるべきものであるが、之をして充分なる效果を擧げさすもの、之れが奏效の止どめを刺すものは、卽ち物の增加、生産の增强に外ならない。夫れ故に夫れ程、此の際、生産の增强は、大事であり、肝要である。今回決定を見た經濟財政危機の緊急對策に卽次する第二段の施策として此の生産增强方策が取上げらるべきことは、贅言を俟たぬところであると申さねばならぬ。而して此の生産增强の方策は、農林の面に於て、商工の面に於て、又運輸の面に於て、夫々綜合的に樹てられるのであるが、ここでは特に工、鑛業等の産業に於ける民需物資の增産を取上げることに致し度い。工、鑛業等の産業に於て民需物資の增産を促進するには、急速且つ重點的に、平和産業の復舊增設と軍需産業の轉換整理とを圖ることが極めて必要であつて、曩に一言した新會社設立等に依る産業の轉換整理の新方法も實に玆に發足するものに外ならぬのである。

（三）

現下の諸情勢に於て軍需産業の民需轉換整理が極めて急務であることは既に述べた通りであるが、其の實情を見ると、今日まで一般に充分の進捗を收めてをらない。而して勿論之には色々の原因を擧げることが出來るが、其の中でも、今日まで未だ資材原料の確保、生産品價格其の他の安定に付て見透しが附かなかつたこと並に軍需産業會社が終戰に因つて遊休に歸した巨額の設備を抱へ、剩へ政府の補償其の他の支拂問題が未確定であつて轉換資金の供給が圓滑でなかつたこと、從つて事業家の生産意慾も亦極めて低下してをつたこと等を數へることが出來た。然し乍ら今回決定を見た經濟財政危機の緊急對策の實施に依て斯く今日まで軍需産業の轉換整理の進捗を阻止して來た原因も大半除かれることになる譯であり、又逆に既に言及した通り今回決定を見た經濟財政危機の緊急對策を順調且つ效果的に實施するには、軍需産業の民需轉換整理に依て民需生産が大いに增强せられることが極めて緊要であるから、此の際是非とも、新會社等に依て之れが轉換整理の促進を大幅に爲さねばならぬ次第である。

贅言する迄もなく、今回決定を見た經濟財政危機ヘ緊急對策、新會社の設立等に依る軍需産業の民需轉換整理、其の他の諸施策は、極めて密接な紐帶を以て互に相關聯するものであるから、之れは一體的綜合的に實施されなければ、其の目的を達することは難い。

尙ほ曩に設置せられた企業經理調査會に於て、軍需補償の支拂の爲めに基礎的調査が行はれるが、之に依て幸にも可及的速に軍需補償の支拂額が決定して來れば、旁々共の支拂並に戰時保險金の支拂を通じて軍需産業の民需産業の轉換整理、延て會社の再建に必要な資金の補給をも受け得ることになる譯である。

思ふに一口に新會社の設立等に依て軍需産業の民需轉換整理を促進すると謂つても、各産業に依り又各會社に依て種々異つた事情があるから、之れが具體的方法は各産業、各會社毎に之を定めなければならぬことは申す迄もない。之に付ては次章に於て述べる。

產業の轉換整理の方法

（一）

既に述べた通り軍需產業の民需轉換整理に當つては、新會社の設立等に依らずしてただ轉換すべき工場等に轉換設備を爲し民需生產に進めば足る場合と、新會社を設立し之に轉換工場を使用せしめ轉換事業の經營を委託する場合があり、因より一律には取扱ひ難い。

新會社の設立に依らずして單に轉換すべき工場に轉換設備を爲し之に依て民需生產に當る場合の轉換整理方法は比較的簡單である。卽ち

（1）　軍需工場其の他の中轉換可能の見込充分な工場其の他に轉換設備を爲すこと、尙其の轉換設備を爲すに資金の借入等を必要とする場合は之れが借入を受くること（此の場合は普通の金融方法に依て普通に資金の供給を受け得ることが多からう。然し特別の事情ある場合に於ては特別の措置を必要とすること勿論である）。

（2）　軍需諸補償、戰時保險等の支拂に付見透が附き且又轉換不能の設備若は其の見込薄の設備に付處理の見透が附くに至れば、其の不用設備の處分と共に必要に應じ其の借入資本と株式資本との整理に移ること、而して其の借入資本の整理に付ては、差當り

（イ）　轉換事業の將來と見合はせ、其の許す範圍に於て既存の社債借入金等を其の儘會社に負擔さすこと

（ロ）　轉換事業の將來と見合はせ、軍需諸補償金、戰時保險金、不用設備の處分對價等の中を以て、既存の社債、借入金等の債務を辨濟する等適當なる整理を爲すこと

（ハ）　右（イ）及（ロ）の處理の爲めに必要ある場合は、社債、借入金等の擔保の差替其の他の整理を爲すこと（此の場合に於ては前揭（1）の轉換新資金の調達と充分睨合はせ遺漏のないやうにする要がある）

等が考慮せられ、又株式資本の整理に付ては、差當り

（イ）　轉換事業の將來と見合はせ株式資本を減少する必要がある場合には、株式の買入其の他の方法に依て資本減少手續を爲すこと

（ロ）　將來、轉換事業の發展に伴つて資本の增加を必要とするに至る場合は資本增加手續を

爲し、其の際新株の公開と共に、右（イ）に依て資本減少の處理を受けた現株主、社債權者其の他の債權者に對しても其の選擇に因て新株の引受に均霑し得る途を拓くこと

等が考慮せられる。倘ほ右の不要設備を處分するに付ても、各會社が思ひ思ひに、無秩序に之を爲すことは成るべく之を避け、民需轉換の方針と同樣に、矢張國家全體から見た綜合的計畫の線に大體沿つて進められなければならぬ。又社債、借入金の處理に付ては、金融機關、社債權者其の他の債權者から充分なる協力を受ける必要があり、之れが爲めには假にも企業家對金融機關と謂ふが如き所謂對立關係から一切蟬脫し相倚り相携へ一體となつて此の危機を克服し日本經濟の再建に進まねばならぬ。社債の整理に付ては多數の社債權者を相手とすることになるから其の手續は特に注意を要するであらう。

（二）

次に先づ新會社を設立し之に轉換事業の經營を委託せしめた上、整理を進めて往く場合の方法は元より前述の方法に比し複雜多難である。わたくしは之を次の三段に分つて極々要領を掲示して見やう。

（一）新會社を設立し之に轉換事業の經營を委託すること

（1）軍需産業會社（以下舊會社と略稱する）又は其の關係者を以て新會社を設立すること

（2）舊會社は轉換事業の經營を新會社に委託すること

（3）民需轉換資金は新會社に對して之を供給すること

（4）新會社の收得する利益（經費、諸稅を控除する）は所謂スライディングスケール的に利益分配、經營委託料共の他適當の形式に依つて舊會社に支拂ふこと

（二）舊會社は商法中「會社の整理」の規定に依て之を整理すること

（1）舊會社は軍需諸補償、戰時保險の支拂額の決定、ポツダム宣言其の他に因る事業設備の處理方法の決定等を俟ち、商法中「會社の整理」（レシーバー制）の規定に從つて之を整理すること

（2）右の舊會社の整理に當り、普通の場合に於ては新會社を以て管理人（レシーバー）と爲し、特殊の事情ある場合に於ては新會社及特設機關（産業設備營團の改組轉用、其の他既設、新設の適當なる機關）を以て共同管理人と爲し之をして整理を爲さしむること

（3）右の管理人卽ち新會社は轉換事業の經營を續行すると共に新會社を轉換事業の承繼者

とする舊會社の整理案を樹て債權者（社債權者を含む）其の他の利害關係者の同意を得た上之に基いて轉換設備を新會社に出資又は賣却し且つ舊會社の債權（社債を含む）の辨濟肩替其の他必要なる整理を爲すこと（舊會社は整理の上別個の會社として存續する場合があり、新會社等に合併して解散する場合、又は株主總會の決議を以て普通の解散をする場合もある）

（4）右の整理を爲すに付商法の規定のみに依據することは、適當でない點もあるので例へば、之を主務大臣の監督に置き、管理人及整理委員の權限を擴大し、其の他整理手續の簡捷を圖る等、特別の立法を以て必要なる特則を設くること

（三）新會社は必要に應じ資本の增加其の他を爲すこと

（1）新會社は出資又は買入の形式を以て舊會社より轉換設備を取得するに當り必要あるときは資本の增加を爲すこと（資本の增加を見込み金融機關より其の前借を受けることも考へられる）

（2）右の資本增加に當つては新株を公開し、舊會社の債權者、株主等も其の選擇に從つて之に均霑する途を拓くこと

新會社は必要に應じ其の轉換事業の許す範圍に於て舊會社の債務の肩替其の他をも爲すこと

以上要領を掲示した通り此の種の複雜なる轉換整理の方法は、先づ第一段として急速に軍需産業會社自體又は其の關係者に於て新會社を設立し、之に民需産業に轉換すべき工場其の他の設備を使用して轉換事業を經營することを委託し一日も速に民需生産に進ましめることとし、次に第二段として軍需産業會社に對する諸補償、戰時保險の支拂額、其の他軍需設備の處理等が決定するを俟つて、之を商法中「會社の整理」の規定に依り整理することとし、之れが整理に當つては、新會社を單獨に、又は他の特設機關と共同して管理人（レシーバー）に選任し、之をして轉換事業を經營しつつ、整理案に從ひ新會社に依る轉換事業の承繼、債務の辨濟、肩替等を爲さしめ、尙ほ更に第三段として新會社が軍需産業會社から轉換設備の出資を受け又は之を買收するに付ては、必要に應じて增資を爲し、其の增資新株を一般に公開し又は軍需産業會社の債權者株主等にも希望に依て之に均霑する途を拓くものである。

而して斯やうに軍需産業の民需轉換整理を新會社の設立を中心とし管理人（レシバー）に依て實行するに當つては商法の豫想する一般の場合と異なり、種々特殊事情の存すること、即ち例へ

ば、一般の場合は先づ整理を開始した後整理案に於て新會社の設立及其の事業承繼を定めるに反し、今回は民需轉換及其の生產の開始を極めて急ぐ關係から、上記の通り先づ新會社の設立及轉換事業の經營委託を爲さしめた後、軍需諸補償其の他の問題の確定を俟つて整理の開始に入らうとする特殊事情の存すること、整理の原因が一樣に終戰に基き、其の內容が國家の補償其の他政府の關係する所が極めて大であること等に鑑み、軍需產業の民需轉換整理は前記商法中「會社の整理」の規定だけに依るのでは不備不充分である爲め、適當なる立法を以て「終戰に伴ふ軍需產業會社の特別整理」に必要な若干の特則を規定し、之に依つて整理を實施する必要があると思はれる。尙ほ斯る新立法に付て詳細の說明は又別の機會に之を讓ることとする。

(三)

尙ほ最後に右の軍需產業會社中には公衆から社債、株式等の形式に依て、資金の調達を得てをるものも尠くないが、其の民需轉換整理に當つては此等の所有者の利益をも其の性質、種類等に應じ相當に考慮すると同時に其の所有者に於ても大局的立場に立つて現下の急務たる所以を能く察見し、協力を惜まないことが極めて緊要である。更に金融機關に對する諸債務に付ても、會社當事者は、旣に一言した通り事業の轉換整理と一體的に此等債務の整理に充分の英斷を爲し、又債權者たる金融機關に於ても、軍需產業の新會社に依る民需轉換整理は、却つて其の軍需產業に對する貸付其の他の債權の回收整理であると同時に、今後に於ける新しい產業に對する融資のスタート、卽ち金融機關の新業務の開始であると謂ふ點に鑑み、之を助け之に力を協はせて、共々に民需轉換延て生產增强の促進達成を期さなければならぬ。新會社の設立に必要なる資金の融通並に新會社に對する轉換資金の融通中何うしても金融の常道に上り得ないものは之を除くも、其の他のものに對しては、矢張同樣の心構を以て之に當ることが又極めて望ましい。

産業の轉換整理の指導

軍需産業の民需轉換整理の必要及其の方法に付ては上述した通りである。而して既に一言した通り、産業の民需轉換整理の實行に當つては、何うしても國家全體から見て統一的指導統制を必要とする。戰時中われわれが經驗した「官廳に依て遂行せられた指導統制」とは異つた意味に於て國家全體から見た統一的指導統制を是非とも必要とする。先づ重點的に見て大體如何なる種類の民需生産に轉換すべきであるか、何處の工場其の他を轉換せしめたらよいか。此等のものを決定することは仲々困難な事であるけれども、銘々の利益を離れ、國家的と謂ふ一段高い立場に立つて之を決定する要がある。又勞力、資材、原料等の割當に付ても全く同樣である。わたくしは終戰に因つて略〻我が現存設備の少くとも半分は不要に歸したものと見たい。果してさうであるとすると、此の中から能率の高い優良工場其の他の設備を重點的に選定することは、各自銘々がバラバラに遣つてゐたのでは到底充分な效果を期待し難い。又此際限られた資材、原料其の他に付ても同樣である。尙又優秀なる勞力を重點的に割當てるに付ても同樣である。從つて之れは何うしても國家全體から見て一定の計畫を樹て之に依て此等の諸點を統一的に指導統制する機關を必要とする。

戰時中企劃院、內閣綜合計畫局などがあつて戰時經濟等の運營に必要な國家的綜合的諸企劃の樹立、其の他を擔當してをつたが其の官廳構成、運營、企劃に關する遣方に付ては再考慮を必要とする點が多々あつた。勿論わたくしは、此の際今更右の爲めに企劃院と同型同質のものを再設して欲しいと申す者では毛頭ない。然し乍ら政府に於て大綱大體の方針を握り、之れが具體的立案實行等に付ては其の道の專門家から成る民間機關を設置し、之に當らしめることが最も適當であると考へる。而かも其の設置は極めて速なることを要する。既に今日まで斯る機關の設置を見るに至らなかつたことが手遲れである。

而して斯る特設機關の運用に付ては充分其の道其の道の專門家の知識經驗を活用し、之で決定したものは政府に於て特に重大な支障のない限り之をドン〳〵採用し、又實行さして往くと謂ふが如き方途に出て欲しい。此の點が又肝要である。われわれは、戰時中の失敗を繰返してはならぬ。

第二　會社の改造

新會社の設立

（一）

軍需產業の民需轉換整理を爲すには、多く先づ新會社を設立し、之に轉換事業の經營を委託することは、既に述べた通りであるが、其の新會社は申す迄もなく株式會社を以て最も適當とする。株式會社は其の資本を株式に分ち、株主は其の引受け又は讓受けた株式の金額を限度として會社に對し責を負ふ會社、換言すれば純然たる資本を主とする會社であつて、將來轉換事業の經營に當る會社としては、最も適格を有すると謂はねばならぬ。

一つの軍需產業會社の轉換整理の爲めに二つ又は二つ以上の新會社を設立する必要のあることも起り得る。從つて幾つの新會社を設立したらよいかと謂ふ問題は、各軍需產業會社の轉換整理の實際に當つて具體的に之を考究決定せねばならぬ。

既に述べた通り此の際急速に生産の增强を圖る爲めには又新會社を極めて急速に設立せねばならない。從つてここには、極めて簡便急速に株式會社を設立する方法及手續に付て簡單な說明をすることに致し度い。

（1）　發　起　人

株式會社を設立するには七人以上の發起人を必要とする（商法第一六五條）。發起人は會社の設立者として定款の作成其の他會社設立の事務を處理するの責を負ひ、會社設立の曉は株主となるものである。

發起人には法人もなれる。從て軍需產業會社も其の定款に禁止の定がない限り新會社の發起人となることが出來るのである。尤も此の場合に於ては、軍需產業會社の代表者たる取締役が後述の定款作成其の他設立に關する一切の行爲をすることになる。

右に述べた通り株式會社の設立には少くとも七人の發起人を必要とするから、軍需產業會社の外に仍ほ六人の發起人を選定しなければならぬ。之れは軍需產業會社の取締役其の他の關係者が個人の資格に於てなればよい。倘ほ軍需產業會社が財閥會社である場合は新會社が、財閥會社の子會社と解せられるのを避ける爲めに、事情の許す限り名實共に軍需產業會社を除いて別に七人以上の發起人を選定する方がよい。會社の設立を急ぐ爲めには餘り多數の發起人を選定することを避けねばならぬ。

（2）　定款の作成

株式會社を設立するには定款を作成することを要し、定款の作成は發起人が之を爲す（商法第一六六條第一項）。元來定款なる語には二樣の意味があり、其の一つは會社の基本的規則自體を指し、其の二は斯る基本的規則を記載した書面を謂ふ。ここに所謂定款は後の意味に當り、作成とは會社の基本的規則を定め且つ之を書面に記載する行爲を謂ふ。定款には作成の年月日を附し各發起人が、夫々署名し又は記名捺印し、公證人の認證を受けねば、定款としての效力がない。

定款に記載する事項は法定事項と任意事項とに分ち、法定事項は更に絕對的必要事項と相對的必要事項とに細分する。絕對的必要事項は之を記載しないときは定款は效力を生じないものであつて次の七つである（商法第一六六條）。

（イ）　目　　的

（ロ）　商　　號

（ハ）　資本の總額

（ニ） 一株の金額

（ホ） 本店及支店の所在地

（ヘ） 會社の公告方法

（ト） 發起人の氏名及住所

目的とは會社の營業目的、即ち會社が營む業務の種類を謂ふのであつて、此の場合に於ては、軍需產業會社から轉換事業の賃借又は經營の委託を受け、又軍需產業會社の整理の爲め管理人（レシーバー）ともなり得る旨を明規して置いた方が都合がよからう。資本の總額に付ては別に述べる。次に相對的必要事項は、之を定款に記載しないときは、其の事項に付て效力を生ぜぬものであつて、次の七つから成る（商法第一六八條）。

（イ） 存立の時期又は解散の事由

（ロ） 數種の株式の發行並に其の各種の株式の內容及數

（ハ） 株式の額面以上の發行

（ニ） 發起人が受くべき特別の利益及之を受くべき者の氏名

（ホ） 現物出資を爲す者の氏名、出資の目的たる財產、其の價格及之に對して與へる株式の種類及數

（ヘ） 會社の成立後に讓受くることを約したる財產其の價格及讓渡人の氏名

（ト） 會社の負擔に歸すべき設立費用及發起人が受くべき報酬の額

存立の時期とは、會社の存續すべき期間を謂ひ、解散事由とは商法の定める解散手續に依らずして會社が解散となる特別の理由を謂ふ。株式の額面以上の發行、即ち所謂プレミアム附の發行は今回の場合には殆んど全く必要がなからう。發起人の特別利益に付ても亦同樣であらう。現物出資に付ては別に述べる。會社の設立費用は發起人其の他に於て之を負擔する場合もあるが、多くは會社の負擔に歸せしむることとして之を定款に記載するのである。發起人の報酬は其の特別利益と異なり一時的給付であるが、今回の場合に於ては其の必要もなからう。

更に定款に記載する任意事項とは、苟も法令の定める所に抵觸せず又公序良俗にも反せざるものであるならば何んなことでも記載することが出來るものである。例へば株式拂込の遲滯した場合の遲滯利子、株券の毀損、分合其の他の場合の代り株券の交付、取締役會の構成其の他、任意積立金の積立等の如きものである。

（3） 資本の總額

如上の新會社は先づ軍需產業會社の轉換工場其の他を賃借し又は使用して單に其の轉換事業の經營の委託を受けるに止まるものであるから、其の所要資金は設備に要するもの少く、主として運轉資金である。從て新會社の資本の總額は餘り多額である必要がない。手頃の金額であればよい。其の方が却つて急速に會社を設立するに便宜でもあらう。

尙ほ株式の拂込金額に付ても右と同樣に必要に應じて四分の一拂込、二分の一拂込、又は全額拂込と適當に決定すればよい。

（4）　現金出資及現物出資

株式會社の出資、即ち株金の拂込は金錢を原則とするも、例外として發起人は金錢以外の財產、例へば不動產、動產、有價證券、各種の權利等の如きものを出資することも亦認められてをる。夫れで此の際上述の新會社を設立するに當つては、現金出資の方法に依る外、現物出資の方法に依ることも固より考慮し得るのである。即ち民需生產に轉換すべき工場其の他の設備又は資材原料等を現物出資することは最も手近に考慮することが出來る次第である。然し乍ら會社の設立に現物出資の方法を採つた場合には、先づ第一に檢查役の選任其の他種々の手續を增すので新會社の設立完了迄に日數が餘計に懸り又工場其の他は多く社債其の他軍需融資の擔保（ゼネラル・モアゲージ、擔保供與の豫約を含む）等となつてをり豫め擔保權の解除、差替等を爲した上でなくては、事實上現物出資の目的とすることが出來ない場合が多い。尙又假に工場其の他の設備が擔保として差入れてなくても軍需產業會社は槪ね巨額の社債其他の軍需融資を背負つてをる譯であるから、之を新會社に現物出資の形式を以て移轉すると、或は場合に依て債權者を害する等の問題も起り得るのである。夫れで上述の新會社の設立に當つては、特に斯る心配がなく又時間も左して餘計に懸らないと謂ふが如く特別の場合を除き、一般には現金拂込の方法に依つて簡便迅速に新會社を設立することが極めて望ましいと謂はねばならぬ。

（5）　緣故募集設立

商法は會社の設立に發起設立と募集設立とを認めた。發起設立とは發起人が株式の總數を引受け設立の登記をすれば即ち會社は之に因つて成立する方法であつて、或は單純設立とも稱する（商法第一七〇條乃至第一七三條）。之に反し發起人が株式の一部のみを引受けたときは、發起人は一定の手續に從つて殘部に對する株主を募集せねばならぬのであつて（商法第一七四條第一七五條）、斯くて株式の總額の引受があつたときは、第一回の拂込又は現物の給付を爲さしめ（商法第一七六條乃至第一七九條）、其の株式引受人を招集して創立總會を開き、其の創立總會の終結及設

立の登記に因つて初めて會社は成立する（商法第一八〇條乃至第一八八條）。募集設立又は複雜設立とは之を謂ふのである。

思ふに發起設立は一見頗る簡單であつて、此の際上述の新會社設立には最も適當するがの如く思はれるけれども、實際に於て發起設立は仲々手間取る。何となれば發起設立の場合は裁判所に檢査役の選任を請求し、其の選任があつた後、選任せられた檢査役の檢査を受け、更に裁判所は其の報告を聽き、發起人の受くべき特別利益、現物出資、財產引受、會社の負擔に屬すべき設立費用又は發起人の報酬に關する事項を不當と認めたときは其の變更を加へ得る等、案外時間を要するからである。然し乍ら一般の募集設立は發起人の引受けざる株式に付申込證に依て廣く一般公衆から其の應募を求め、株式の總額の引受が確定すれば第一回の拂込を爲さしめ、拂込を爲さざる者に對しては或は其の拂込を强制し或は失權處分を爲した上更に株式引受人を募集することを要する等頗る手續が複雜であるから、是亦此の際上述の新會社設立には多く適當でない。夫れで結局此の際新會社を最も簡便に又最も迅速に設立するには、所謂緣故募集設立の慣行が最も多く用ひられることにならう。此の慣行は謂はゞ實質は發起設立であつて形式は募集設立の方法を採るものである。卽ち株式の大部分は發起人に於て引受け僅少の殘部を募集に附し少數の緣故者をして之に應募せしめ且つ直ちに第一回拂込を爲さしめ又株式引受人の同意を得、招集期間を短縮して直ちに創立總會を招集し、設立經過の報告及之に對する承認並に役員の選任其の他を爲し、之れが終了すれば、會社設立の登記を了つて會社を成立さす便法に外ならぬ。此の慣行に付ては種々の角度から議論を爲す餘地あるも、此の際新會社を設立するには別に新立法に依て發起設立手續を更に簡素化せざる限り此の慣行に依るのが最も簡便迅速である。

（6）　創立總會

既に一言した通り發起設立の場合に於て、第一回の株金拂込又は現物出資の給付を終つたときは、遲滯なく取締役及監査役を選任するが（商法第一七〇條）、募集設立の場合に於て、各株に付て第一回の株金拂込及現物出資の給付があつたときは、發起人は遲滯なく創立總會を招集するを要する（商法第一八〇條第一項）。創立總會は株式引受人（發起人も株式引受人である）の總會であつて株主總會ではないが其の手續は株主總會に倣ふ。創立總會に於ては株式引受人の半數以上にして資本の半額以上を引受けた者が出席し、其の議決權の過半數を以て一切の決議をするのである（商法第一八〇條第二項）。株式引受人の議決權は一株に付て一箇を原則とするけれども、十一株以上の株式引受人の議決權は定款を以て之を制限することが出來る。又創立總會の決議に付

て特別の利害關係を有する者は、其の議決權を行ふことが出來ない（商法第一八〇條第三項、第二三九條第四項、第二四二條）。創立總會招集の手續又は其の決議の方法が法令又は定款に反するときは、株式引受人は其の決議無效の宣告を裁判所に請求することが出來る（商法第一八〇條第三項、第二四七條乃至第二五二條）。

既に一言した通り上述の新會社設立が緣故募集設立の慣行に依るとすれば、右の創立總會を開くこととなり、其の招集には會日より二週間前に各株式引受人に對し其の旨を通知するを要する譯であるけれども（商法第一八〇條第三項、第二三二條第一項、第二項）、株式引受人は發起人及緣故者に過ぎないから、其の夫々の同意を得て二週間を短縮し遲くも兩三日中に之を了すべきである。

創立總會に於ては先づ發起人から會社の創立に關する事項を報告するを要し（商法第一八二條）、其の報告に當つては發起人は拂込額に付て總會を欺罔し又は不審の申立を爲し若は事實を隱蔽したときは、一定の制裁を受けねばならぬ（商法第四九八條第五號）。

次に創立總會に於ては取締役及監査役を選任する（商法第一八三條）。取締役及監査役は會社成立前に選任せらるものであつて、（1）株式總數の引受があつたか否か、（2）各株に付て第一回の拂込及現物出資の給付があつたか否かを調査して之を創立總會に報告することを要し（商法第一八四條第一項）、更に（3）裁判所の選任した檢査役が發起人の受くべき特別利益、其の他を調査した報告書を調査し創立總會に其の意見を報告しなければならぬのである（商法第一八四條第二項）。又取締役又は監査役中發起人から選任せられた者がある場合は、創立總會は特に檢査役を選任し、右（1）乃至（3）の調査及報告を爲さしむることが出來る（商法第一八四條第三項）。

更に創立總會に於て發起人の受くべき特別利益、現物出資、財産引受、會社の負擔に歸すべき設立費用及發起人の受くべき報酬に付て不當と認めたときは、之を變更することが出來るのであつて（商法第一八五條第一項）、其の變更に異議がある發起人は二週間内に自己の株式引受を取消すことが出來、他の發起人は改めて創立總會を招集して必要なる定款の變更を爲し、設立に關する手續を續行することが出來る（商法第一八五條第二項、第一七三條第三項）。之は發起設立の場合と同樣である。創立總會に於て爲した變更に對し異議ある發起人が株式の引受を取消した場合は、其の發起人に對して損害賠償の請求を爲しても差支ない（商法第一八六條）。

創立總會に於ては更に定款の變更又は設立廢止の決議をも爲し得る（商法第一八七條第一項）。而して此の決議をするには招集の通知に其の旨を記載しなくても差支ない（商法第一八七條第二

項)。

創立總會に於て設立廢止の決議を爲さないで法定の手續に從つて終結したときは、初めて設立の登記を爲すことになる。

上述の新會社設立に當つては既に屢述の如く株式引受人が少數の發起人及緣故者に止まるから、創立總會の議事其の他も極めて簡便迅速に取運び得るのであつて、一般の場合に於けるが如き面倒な問題は實際上起る餘地はないと申して宜しからう。

(7)　會社設立の登記

一般に株式會社は發起設立の場合に於ては檢査役の設立手續終了の日から、又募集設立の場合に於ては創立總會終結の日若は創立總會に於て發起人の受くべき特別利益、現物出資、財産引受、會社の負擔に歸すべき設立費用、又は發起人の報酬を不當と認め之を變更したときは其の手續終了の日から二週間内に本店の所在地に於て會社設立の登記を爲さねばならぬのであつて、其の登記すべき事項は、(1)目的、(2)商號、(3)資本の總額、(4)一株の金額、(5)會社が公告を爲す方法、(6)本店及支店、(7)存立時期又は解散の事由を定めたときは其の時期又は事由、(8)數種の株式を發行したときは其の各種の株式の內容及數、(9)各株に付拂込を爲した株金額、(10)株式の讓渡の制限又は株券の裏書の禁止を定めたときは其の規定、(11)開業前に利息を配當すべきことを定めたときは其の規定、(12)株主に配當すべき利益を以て株式を消却すべきことを定めたときは其の規定、(13)取締役及監査役の氏名及住所、(14)會社を代表せざる取締役があるときは會社を代表すべき者の氏名、(15)數人の取締役が共同し又は取締役が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めたときは其の規定である(商法第一八八條第一項、第二項)。斯やうに本店の所在地に於て上述の設立登記をすれば、卽ち之に因つて會社は成立するのである(商法第五七條)。上述の緣故募集の方法に依て新會社を設立するとすれば、申す迄もなく創立總會の終結(此の場合に於ては發起人の受くべき特別利益其の他の事項は實際起り得ない)の日から直ちに本店の所在地に於て設立の登記を爲し、一日でも速に其の設立を了するやうにしなければならぬ。

本店の外に支店を設ける場合に於ては支店の所在地に於ても本店の所在地に於けると同樣に設立の登記を爲すことを要する(商法第一八八條第三項、第六四條第一項)。

尙ほ新會社設立手續の例示に付ては卷末附錄を參照せられむことを乞ふ。

會社・の整理

既に述べた通り軍需産業の民需轉換整理に當つては多くは、先づ第一段に軍需産業會社が新會社を設立し之に民需に轉換すべき事業の經營を委託し、更に第二段に於て軍需産業に對する諸補償其の他の問題の見透しが附くに伴つて商法中「會社の整理」に關する規定に從つて軍需産業會社の改造を爲すことになるので、ここでは商法に規定する會社の整理手續とは何んなものか一瞥して見ることにする。

株式會社が支拂不能に陷る虞がある場合、其の他に於ては、裁判所の監督の下に比較的簡便に會社の整理手續を爲し、會社債權者を保護すると同時に、會社當事者、株主の希望する會社更生の實を擧げることが出來るのである。以下商法及非訟事件手續法に依て其の整理手續の極々大要を示すことにする。

（一）　整理開始の申立　株式會社が破産に瀕する場合、卽ち支拂不能又は債務超過に陷る虞（之を整理開始の原因と謂ふ）があるときは其の整理開始の申立を爲すことが出來る。會社の取締役、監査役、少數株主、拂込株金額の十分の一以上に當る債權者は株式會社整理開始の申立をすることが出來る。管轄裁判所は株式會社の本店所在地の地方裁判所である。尙ほ株式會社の業務を監督する官廳（例へば銀行を監督する大藏大臣）から裁判所に通告があれば、裁判所は假令申立がなくても職權を以て整理開始の命令をすることが出來る（商法第三八一條）。

元來斯やうに商法の定める所に依ると一般に株式會社が破産に瀕する場合に整理開始の申立が出來るものである。

今回終戰に伴つて軍需産業會社の整理を爲すに當り、此の整理手續に依る必要のないものも相當に有らうと思はれる。然し乍ら終戰に伴ふ損失等が過大であつて其の儘にして置けば當然破産に陷る虞があるが如き會社に對しては、速に右の整理開始の申立が爲さるべきである。そうすることは會社に取つては勿論のこと、又會社債權者に取つても倶に利益である。

（二）　整理の開始　裁判所が株式會社整理開始の申立又は官廳の通告を受けた場合に於て必要と認めるときは、整理開始の命令を出す。其の命令があると、其の登記を登記所に囑託し且つ公告を爲さなければならぬ（商法第三八二條、非訟法第一三五條の三二、同三五）。

整理開始後は、破產者は和議の申立、又は會社財產に對する强制執行、假差押若は假處分は許されない。又破產手續、和議手續並に既に爲された强制執行、假差押及處分は中止せられる（商法第三八三條）。蓋し整理を妨害するからである。之に反し會社財產に對する抵當權、質權、其の他の擔保權は勿論整理開始後に於ても之を實行するを妨げないけれども、債權者の一般の利益に適應し且つ競賣申立人に不當の損害を掛ける處がないものと認められるときは、裁判所は相當の期間を定めて競賣法に依る競賣手續の中止を命ずることが出來るのである（商法第三八四條）。此の趣旨も擔保權の實行が整理を妨害する場合に之を抑止するに在る。尙ほ整理の開始があつたときは、會社債權者の債權に付ては、整理開始の取消の登記又は整理終結の登記の日から二ヶ月內は時效が完成しないこととして債權者を保護する（商法第三八五條）。

尙ほ又整理の開始後に會社債權者が會社に對して債務を負擔した場合、整理の開始後に會社の債務者が他人から會社に對する債權を取得した場合、又は會社の債務者が整理開始の原因又は申立があつたことを知つて會社に對する債權を取得した場合には、會社との間に相殺を爲すことが出來ない（商法第四〇三條第一項、破產法第一〇四）。

其の譯は公平を保たせむが爲めに外ならぬ。

（三）　裁判所の處分　會社の整理が開始せられた場合に於て必要ありと認められるときは裁判所は次の十一種の處分を爲すことが出來る（商法第三八六條第一項）。

（1）會社の業務の制限、其の他の會社財產の保全處分

（2）株主の名義書換の禁止

（3）會社の業務及財產に對する檢査命令

（4）整理又は和議に關する立案及實行の命令

（5）取締役又は監査役の解任

（6）發起人、取締役又は監査役の責任の免除の禁止

（7）發起人、取締役又は監査役の責任の免除の取消

但し整理の開始より一年前に爲したる免除に付ては不正の目的に出たものに限ること

（8）發起人、取締役又は監査役の責任に基く損害賠償請求權の査定

（9）右（8）の損害賠償請求權に付て發起人、取締役又は監査役の財產に對して爲す保全處分

（10）會社の業務及財産に關する監督の命令

（11）會社の業務及財産に關する管理の命令

尙ほ會社の整理の開始前でも、其の申立又は通告があつたときは、裁判所は整理開始の申立を爲すことが出來る者の申立に依て又は職權を以て右に列擧した（1）（2）（3）（9）又は（10）の處分を爲すことが出來る（商法第三八六條第二項）。

右十一種の處分の中（3）（4）（10）及（11）に付ては以下別に述べる。

（1）の會社の業務の制限、其の他會社財産の保全處分は、會社の取締役が放漫又は不當の業務を爲すことを制限し會社財産の散逸を防ぐ爲めのものであり、（2）の株主の名義書換禁止は、未拂込株金の徵收を爲す必要に備へるものである。元來會社の整理を實行するに當つては株金の未拂込のある株式に付、株金の徵收を爲す必要を見るを常とするが、其の場合に株主は株金の拂込を爲さないことが多く、其の際各株主に對し一々判決を得て强制執行をするのでは煩にたへない譯であるから、商法は之に付て便法を認めた。即ち一定の手續に從つて先づ株主表を作成して置き株金の拂込を爲さしめむとするときは、其の拂込金額に付て裁判所の認可を受けた上、會社は株主に對して右認可の記載ある株主表の抄本に基いて强制執行をすることが出來るのである（商法第三九二條、第三九三條非訟法第一三五條の四三、第一三五條の四四、第一三五條の四五）。（5）の取締役又は監査役の解任は會社整理の衝に當る者として適當でない役員を排除する爲めのものであり、（6）及（7）の發起人、取締役又は監査役の責任免除の禁止及取消は、不當な行爲をした役員又は發起人に對して損害賠償の請求を爲す前提手段である。又（8）の發起人、取締役又は監査役の責任に基く損害賠償請求權の査定は、此等の者の責任を追求し、一々普通の訴訟に依る煩雜を避け便法に依て簡易迅速に損害賠償請求權を査定する途を拓いたものに外ならぬ（商法第三九四條乃至第三九六條非訟法第一三五條の五〇等）。更に又（9）の上記損害賠償請求權に付て發起人、取締役又は監査役の財産に對して爲す保全處分は、斯る者の財産が隱匿される等の虞がある場合に之を防ぐものである。

尙ほ右十一種の處分の中、（1）の業務の制限（5）（10）又は（11）の處分をしたときは、裁判所は直に會社の本店及支店所在地の登記所に登記を囑託する必要があり、又（1）の會社財産又は（9）の發起人、取締役又は監査役の財産中、例へば不動産の如く登記を爲すべき財産又は例へば工業所有權の如く登錄を爲すべき財産がある場合は、斯る財産に

關し裁判所は直に其の登記又は登錄を囑託せねばならぬ（商法第三八七條、非訟法第一三五條の三八、第一三五條の三九）。

（四）檢査命令　裁判所は會社の整理を爲すに必要な會社の業務及財産の狀況其の他整理の見込等に付て檢査命令を出し檢査役を選任して其の調査報告を爲さしむることを要し尙ほ會社の業績が不良と爲つた事情及發起人、取締役又は監査役に不正又は懈怠がなかつたか何うかをも調査せしむることを要する（商法第三八八條、第三八九條非訟法第一三五條の四一）。

檢査役は數人を選任することが出來其の場合には原則として共同して、事務を行ひ、檢査役が故障ある場合の代理人は豫め裁判所の認可を受けて之を選任するものとし更に其の費用の前拂及報酬も受けることが出來る（商法第四〇三條第二項、破産法第一三六條乃至第一六六條）。

（五）整理の立案及實行命令　會社の整理を爲すに當つては其の整理案又は和議案を立て之に基いて實行して行くものであつて、裁判所が必要ありと認める場合には整理委員を選任し、之をして整理又は和議の立案及其の實行に付て取締役に協力せしむることが出來る（商法第三九一條第四〇三條第二項、破産法第一六三條乃至第一六六條）。

今回の場合に於ては右の整理案又は和議案中に、新會社を舊會社の事業の承繼者と定め、舊會社の設備を出資又は買收の形式にて取得し又必要に應じ舊會社の債務其の他の肩替抵當權其の他の擔保權の處理等に付ても之を定めなければならぬ。

（六）監督命令　整理中の會社の業務執行及財産の管理處分に付て取締役の專斷に委すことが出來ない事情がある場合は、裁判所は監督命令を出して、監督員を選任し、特定の行爲を指定し取締役が之を爲すには監督員の同意を得さすことが出來る（商法第三九七條、非訟法第一三五條の五三、商法第四〇三條破産法第一六三條乃至第一六六條）。

（七）管理命令　上述の如く會社の整理は一應其の取締役をして之に當らしむるのであるが、前取締役が信用がないとか其の他不適當である場合には、裁判所は管理人卽ち英米法の「レシーバー」を選任し、會社の代表、業務の執行、財産の管理處分等を爲さしめる。此の場合に於ては取締役は此等の行爲を爲すに由がない。卽ち會社財産の管理處分のみならず會社の代表及業務の執行迄管理人の權限に移るのであつて英米法の「レシーバー」の特色はこゝに見出し得るのである（商法第三九八條、第四〇三條、破産法第一六三條乃至第一六六條）。

今回の軍需産業の整理に當つては既に屢述した通り新會社を單獨管理人と爲して轉換事業の經

營に新會社を當らしめ、又必要に應じては新會社及産業設備營團等の如き特殊機關を共同管理人と爲し轉換事業の經營は新會社に、整理設備の處理は産業設備營團等の如き特殊機關を改組の上之にやらすことにすれば頗る便利である。

（八）　整理の終結及取消　會社の整理が實行せられて自ら平常の如く營業を爲して行くことが出來るやうになれば、即ち整理の目的を達した譯であつて、ここに整理は終結する（商法第三九九條）。而して此の場合には整理開始の場合に準じて登記及登録を囑託するを要する（商法第四〇〇條）。尙ほ整理開始の命令に對して會社が即時抗告した結果之れが取消された場合にも同樣に登記登錄を囑託せねばならぬ（商法第四〇〇條）。

（九）　和　議　整理が少數の會社債權者に依て實行困難の場合には、裁判所は會社の和議申立を認可し和議法に依る和議手續に從つて債權者集會を招集し多數決の原則に依て少數の反對者を强制し整理の目的を達することが出來る（商法第四〇一條）。

（一〇）　破　産　會社の整理に付て實行の見込がないときは、裁判所は、破産法は從て破産の宣告を爲し破産手續に依て之を最後的に處理するのである（商法第四〇二條）。

以上は商法に規定する會社の整理手續の極々大要であるが既に述べた通り現に問題となつてをる軍需産業會社の整理に付ては終戰に伴ふ特殊の會社整理であり、其の整理には、政府の軍需諸補償金、戰時保險金の支拂等共通の難問題も存するので、之れが整理の遂行を迅速圓滑ならしめるには、何うしても特別の立法を以て整理の監督を主務大臣の權限下に置き其の手續を簡捷化する爲め特則を設ける必要がある。

會社の和議

既に一言した通り、商法中「會社の整理」に關する規定に從て軍需産業會社の改造を爲すに當り、其の實行が少數の債權者の不當なる反對に依て困難に陷つた場合には、整理手續を和議手續に移行せしめ、債權者集會に於て多數決の原則に依て少數反對者を强制し改造の目的を達する必要が起り得るのである。そこでここでは和議法に依る和議手續に付て極々大要を說明することとする。

（一）和議の目的　我が和議法は大正十一年四月法律第七十二號を以て初めて制定せられたものであつて、其の目的は破産に瀕した債務者が破産に陷ることを豫防するに在る（第一條）。換言すれば破産に瀕した債務者が提供した和議條件に付て一定の多數債權者（社債權者其の他一般債權者）が債權者一般の利益を增進するものと認め之に同意したときは裁判所は和議に對し認可を與へ之に依て債務者は破産を免れ、和議條件に基て債務を整理しつゝ業務を繼續することを得、債權者は破産分配を受けるよりも有利に債權の回收を得る制度を謂ふのである。故に和議法に依る和議は所謂破産外の强制和議であつて、破産上の强制和議と區別しなければならぬ。破産上の强制和議は破産法の規定する所であつて（破二九〇項乃至三五七條）、破産宣告を受けた破産者をして配當手續に依つて債務の辨濟を爲さしめず債權者との間に裁判上の和議を成立せしむる制度である。

（二）和議開始の成立　和議開始の申立手續は次の通りである。

（イ）申立人　債務者のみ申立を爲すことが出來る。會社其の他の法人に在ては其の取締役又は理事全員の一致があることを要する（一二條一項）。破産の申立は債務者又は債權者の何れよりも之を爲すことが出來る（破産法一三二條）。此點に於て兩者の間に相違がある。それから相續財産に付ては和議開始の申立を爲すことが出來ぬ（一二條二項）。此の點に於ても破産の場合と異る（破産法五條等）。

社債の發行者は株式會社（株式合資會社）であるから其の總取締役が一致して申立をすることゝなる。

（ロ）管轄區裁判所　債務者の主たる營業所の所在地を管轄する區裁判所に申立を爲さねばならぬ。外國に主たる營業所を有するときは日本に於ける主たる營業所の所在地、債務者が

營業者でない場合は其の普通の裁判籍の所在地を管轄する區裁判所に申立を爲さねばならぬ(三條。破産法一〇五條)。社債の場合に於ては發行會社の本店所在地を管轄する區裁判所に申立てるのが普通である。但し先年一織物會社の和議は事實上の主たる營業所（東京）を管轄する區裁判所に申立てられた。

(八)　和議條件の申出　和議申立人は和議開始の申立と同時に辨濟の方法、擔保（之を供せむとするときは）其の他和議の條件を裁判所に申出でることを要し(一三條一項)、其の條件は各和議債權者に對し平等なることを原則とする(四九條、破三〇四條)。

(二)　財産明細書並に債權者及債務者一覽表の提出　和議申立人は其の開始申立と同時に若は其の後遲滯なく財産の狀況を示すべき明細書並に其の債權者及債務者一覽表を提出しなければならぬ(一三條二項)。

社債權者も債權者であるから右債權者の一覽表の中に之を記入することを要することは申す迄もない。

(三)　整備委員の選任　和議開始の申立があつたときは之と同時に若くは其の後裁判所は整理委員を選任し、之をして期間を定めて債務者の財産、帳簿及和議の條件に付て必要なる調査を爲さしめ、且和議を開始すべきか否かに付て意見書を提出せしめなければならぬ(二一條一項)。整理委員は債務者の財産價額を鑑定する爲に其の責任を以て鑑定人を選任する事を妨げない（同條二項)。又申立人たる債務者は整理委員の調査を拒むことを得ない（二二條)(二三條乃至二五條參照)。裁判所は整理委員の提出した意見書を參考として和議開始の可否を決定するものである。

(四)　和議開始の決定と其申立の棄却　裁判所は次の場合には和議開始の申立を棄却することを要する。

(イ)　裁判所が當然棄却すべき場合(一八條)

(1)　破産回避の目的を以て申立があつたとき

(2)　申立人の所在が不明であるとき

(3)　申立人に詐欺破産の罪に該るべき行爲があるとき

(4)　和議の條件が法律の規定に反するとき

(5)　和議の條件が和議債權者の一般利益に反するとき

(ロ)　裁判所が認定に依り棄却する場合(一九條)

(1)　和議手續費用の豫納がないとき

（2）　債權者集會に於て和議開始の申立を否決したことあるとき

（3）　和議開始の申立又は和議の提供を以前に撤回したことがあるとき

（4）　和議不認可の決定を以前に爲したことがあるとき

此の棄却の決定に對しては利害關係人は不服の申立を爲すことが出來ない（七條）

然るに裁判所が整理委員の提出したる意見書を參考として取調べた結果、和議を開始するも差支なしと認めた場合には、其の開始の決定を爲すものである（二六條）。此の和議開始の決定に對しては利害關係人は既時抗告を爲すことが出來る（二七條二項）。

（五）　和議管財人の選任、公告其の他　裁判所は和議開始の決定と同時に次のことを爲すことを要する（二七條一項）。

（イ）　和議管財人の選任。

（ロ）　債權屆出期間の決定　但し之は決定の日より二週間以上二月以下なることを要する。

（ハ）　債權者集會期日の決定　其の期日と債權屆出期間の末日との間には一週間以上一月以下の期間を存することを要する。

次に裁判所は和議開始決定後直に左の事項を公告しなければならぬ（二八條一項）。

（イ）　和議開始決定の主文

（ロ）　和議管財人の氏名及住所

（ハ）　債權屆出の期間

（ニ）　債權者集會の期日

尚裁判所は知れたる債權者、和議申立人、和議管財人及整理委員に對しては右の公告事項、和議の條件並に整理委員の意見の要領を記載した書面を夫々送達することを要する（二八條二項）。

記名社債權者は知れざる債權者であるから裁判所より和議開始に關する右書面を送達して來る。無記名社債權者は知れざる債權者であるから右に述べた公告に依て和議開始其の他のことを知らねばならぬ。擔保附社債の受託會社は總社債權者の爲に擔保權を保有するものであつて嚴密な意味に於て自らは債權者でない。從つて裁判所は之に和議開始に關する書面を送達するを要するや。私は擔保附社債信託法の精神に鑑み受託會社は債權者の爲めに存する擔保權者であるから矢張書面を送達すべきものと解したい。和議管財人の氏名及住所並に債權屆出期間及債權者集會の期日に變更を生じたときは、裁判所は右と同樣に夫々公告及送達を爲さねばならぬ（二八條三項）。

倘又和議開始の申立に關する書類、整理委員の調査書類及意見書は裁判所に備へ置いて利害關係人の閲覽に供することを要する(三〇條)。

社債權者は勿論利害關係人であるから和議に關する書類の閲覽を請求することが出來る。受託會社も同樣である。

(六)　和議開始の申立又は決定後の債務者及其の財產

(イ)　和議開始申立の時から其の開始に付て許可の決定がある迄債務者は通常の範圍に屬する行爲、例へば債務者が商人なるときは其の商品の仕入及販賣の如きは之をしても差支ないけれども通常の範圍を超えた行爲例へば不動產の移轉、抵當權又は質權等設定の如き行爲は之を爲すことが出來ぬ(三一條)。蓋し和議債權者共同の利益を害することがあるからである。

(ロ)　和議開始決定後に於ても其の開始決定前と同樣に債務者は其の財產を管理處分する權能を奪はれるものではない(三二條一項本文)。之は破產の場合と異る所であらう。但し債務者が通常の範圍に屬せぬ行爲を爲さむとするときは和議管財人の同意を得る事を要し、又通常の範圍に屬する行爲と雖も和議管財人の異議があるときは之を爲す事が出來ぬ(三二條一項但書及二項)。蓋し和議債權者共同の利益を害する虞があるからである。倘通常の範圍に屬せぬ行爲に付て和議管財人が同意を與へるには整理委員の意見を徵する事を要する(同三項)。

然るに債務者が右の禁止又は制限に違反する行爲を爲したときは和議債權者は之を否認することが出來る。尤も之は其の行爲の相手方が行爲の當時に於て違反の事實を知つた場合に限る(三三條)。

(ハ)　和議開始の決定があつたときは其の以前に於て和議債權に付て債務者の財產に對して爲した强制執行、假差押及處分は、和議手續中之を中止し(四〇條二項)、又和議手續中和議債權に付て債務者の財產に對し强制執行、假差押又は假處分を爲すことが出來なくなる(四〇條一項)。

(ニ)　和議開始後和議管財人は債務者に對して其の財產に關する報告を求め又は其の財產の狀況に付て調査を爲すことが出來(三六條一項)、且つ自ら金錢の收支を爲すべきことを債務者に請求することが出來る(三四條)。又裁判所の許可を得るときは債務者及之に扶養せらるる者に給すべき扶助料の金額を定めることも出來る(三五條)。然し乍ら和議管理人は整理委員から請求があつたときは何時にても之に債務者の財產に關する報告を爲すことを要する(三六條二項)。

（七）　和議債權の屆出

（イ）　和議債權　　和議法に依る和議債權とは債務者に對し和議開始前の原因に基て生じた財產上の請求權を謂ひ（四一條）、一般の先取特權其の他の優先權ある債務は之を包含せられぬのを原則とし（四二條）、破產の場合に於て別除權を有する者は其の權利の行使に依り辨濟を受くることが出來ない債權額に付てのみ和議債權者として其の權利を行ふことが出來る（四三條）。但し次に列擧する請求權は之を和議債權としない（四四條一項）。此等の請求權は和議債權に後れる（同二項）

（1）　和議開始後の利息

（2）　和議開始後の不履行に因る損害賠償及違約金

（3）　和議手續參加の費用

（4）　罰金、科料、刑事訴訟費用追徵金及過料

無擔保社債權者は和議債權者である。擔保附社債權者は受託會社が擔保權を實行して辨濟を受けることが出來ない債權額に付ては和議債權者として取扱はれる。

（ロ）　屆出手續　　和議債權者は所定の期間内に、裁判所に左記の屆出を爲すことを要する（四五條破二二八條一項）。

（1）　債權の金額

（2）　債權の發生原因

（3）　一般の先取特權其の他の優先權あるときは其の權利

尙（3）に對しては其の證據書類又は其の謄本若は抄本を提出することを要し、抵當權、質權の如き優先權を有する別除權者は（1）乃至（3）の外に其の別除權の目的及行使に依つて辨濟を受けることが出來ない債權の豫定殘額を屆出でなければならぬ（四五條破二二八條二項）。

尙又和議債權に付和議開始決定の當時訴訟が繫續するときは右の外裁判所、件名及番號をも屆出でることを要する（四五條破二二八條三項）。

無擔保社債權者は元金額及之に對する未拂利息（和議開始日の前日迄計算のこと）を和議債權の金額として屆出ることを要する。社債券及利札の謄本を屆出に添付したら良かろう。

擔保附社債權者は尙此の外擔保權の目的及其の實行に依て辨濟を受け得ぬ債權の豫定殘額を屆出でなければならぬ。但し其の屆出手續には疑義がある。第一には擔保附社債權者が個々に屆出よと謂ふ論である（四五條破二二八條二項）。第二には擔保附社債信託法所定の社債權者集會の決

議に基いて受託會社をして一括して爲さしめよと謂ふ論である。私は後說の方が妥當であると考へる。其の譯は次の通りである。擔保附社債信託法第八十六條に受託會社は社債權者集會の決議に依り總社債權者の爲に訴訟行爲を爲し又は破產手續に屬する一切の行爲を爲すことを得る旨が定めてある。此の「訴訟行爲又は破產手續に屬する一切の行爲」なる語を擴張して和議手續に屬する一切の行爲をも含むものと解したい。即ち受託會社は社債權者集會の決議に依つて和議手續に屬する一切の行爲を爲し得るものと解したい。和議法は最近制定せられたものであつて其の制定に伴ひ擔保附社債信託法の改正を行はなかつたから斯る疑義に生じたのである。元來和議法は舊破產法中支拂猶豫に關する規定に該當するものであつて法の精神から見ても破產手續及破產上の强制和議手續との權衡から見ても又法の精神が許す範圍に於て法を實際社會の必要に適合せしめる點から見ても右のやうな解釋を採るのが最も妥當であらう。但し斯やうに疑義を生ずるは擔保附社債信託法の改正が洩れた爲めであるから之は早く改正して欲しい。其の改正あるまで疑義を避けるため信託證書中に特約を挿入したならば仍ほよからう（擔保附社債信託法第五八條）。

（ハ）　和議債權表の作成　　和議債權の屆出があつたときは裁判所書記は債權表を作成し之に左の事項を記載することを要する（四五條破二二九條一項）。

（1）　債權者の氏名及住所

（2）　債權の額及原因

（3）　優先權あるときは其の權利

（4）　別除權者が屆出でた債權の豫定殘餘額

債權表の謄本は和議管理人に交付せられ（四五條破二二九條二項）、債權表及債權の屆出に關する書類は裁判所に備置き利害關係人の閱覽に供すべきものである（四五條破二三〇條）。社債權者も勿論債權表及債權屆出に關する書類の閱覽を請求することが出來る。受託會社も社債權者の爲に存する擔保權者であるから同樣である。

（ハ）　和議債權者集會

（イ）　集會の期日之に付ては既に述べた。

（ロ）　集會に出頭すべき者集會期日には左記のものを呼出すことを要する（四六條二項）。

（1）　屆出を爲した和議債權者

（2）　和議申立人

（3）　和議の爲に保證人と爲り其の他債務者と共に債務を負擔し又は和議債權者の爲に擔保を供する者

和議債權者は代理人を出頭せしめても差支ない（四九條破一八一條）。和議の提供を爲す和議申立人は本人自ら出頭することを要し、ただ已むを得ざる事情がある場合に限り代理人を出頭せしむることが出來る（四九條破三〇一條一項）。然るに本人又は代理人が出頭して和議の申立をしない場合には其の提供を撤回したものと看做される（同條二項）。代理人は代理權を證する書面を提出することを要することは勿論である（同條三項）。而債權者は自ら出頭してもよし又代理人を出頭せしめてもよい。

和議管理人及整理委員は和議の開始に至つた事情、債務者及其の財産に關する經過及現狀其他に付報告且つ和議條件の適否に關し意見を述べる爲め集會に出席することを要する（四八一條）。

（ハ）　和議債權者の有する議決權取調　和議管理人及整理委員は集會期日迄に屆出があつた和議債權に付集會に於て議決權を行はしむべきや否や及如何なる金額に對し之を行はしむべきや否やを調査することを要する（四七條）。尤も此の調査は議決權を如何なる範圍に於て行はしむべきかに止まり債權の存否及其の範圍を確定するものではない。之も破産の場合と異る所であらう。

（ニ）　定員數　集會に於て和議の提供者が和議の申立を爲し、和議管財人及整理委員が前述の報告を爲して和議の適否に付意見を述べたときは和議債權者は其の和議の提供に付て同意すべきか否やを決議するものである。決議は議決權を行ふことを得べき出席和議債權者の過半數にして其の債權額が屆出を爲した和議債權者の總債權の四分三以上に當る者が同意することを要する（四九條破三〇六條）。

（ホ）　集會の續行　集會に於て決議が完全に成立せざるときは次の場合に限り裁判所は和議の提供者の申立に因り又は職權を以て續行期日を定め更めて和議の贊否を決せしめることが出來る（四九條破三〇七條）。

（1）　右の定足數中員數に於て成立しても金額に於て不成立に終つた場合又は金額に於て成立しても員數に於て不成立に終つた場合

（2）　出席和議債權者の過半數にして過半數の和議債權を有する者が期日の續行に付て同意した場合

幾度も續行を許すや否やに付ては學者の間に議論がある。

（九）　和議の認否　　和議債權者集會に於て和議を可決したときは裁判所は其の期日又は直に言渡した期日に於て和議の認否に付決定を爲すことを要し、和議管財人、整理委員等は其の認否に付て意見を述べることが出來る（五〇條）。

（イ）　和議不認可の決定を爲す場合は左の通りである。

（1）　和議手續又は決議が法律の規定に反し其の欠缺を追究することが出來ぬとき

（2）　和議申立人の所在が不明であるとき又は申立人に詐欺破產の罪に該るべき行爲があるとき

（3）　和議が不正の方法に因りて成立したとき

（4）　和議の決議が和議債權者の一般の利益に反するとき

（ロ）　和議の認可　（イ）に列擧した以外の場合に於ては裁判所は集會の可決に對し認可を與へる。裁判所が和議認可の決定を爲し之が確定したときは和議債權者集會に於て可決した和議は效力を生し（五四條）、和議の條件に基きて初めて債權の免除辨濟の猶豫、財產の引渡等を爲すものである。和議は和議債權者全員の爲め且全員に對して效力を有する（五七條）。

（ハ）　和議認可の決定は、裁判所に於て之を言渡し、且つ其の主文及理由の要領を公告することを要する。但し送達することを要しない（五二條）。

此の決定に對しては利害關係人は即時抗告を爲すことが出來る（五三條、破三一九條）。從て社債權者又は受託會社も即時抗告が出來る。又和議認可の決定が確定したときは裁判所書記は和議の條件を債權表に記載することを要する（五五條）。

（一〇）　和議手續の終了

（イ）　和議の可決の認可又は不認可が確定したときは和議手續は終了する。

（ロ）　和議手續は又廢止に依ても終了する。和議手續の廢止がある場合は次の通りである。

（1）　法律が廢止を命ずる場合（五九條）

和議の可決前に和議の提供者が其の提供を撤回したとき

（2）　債權者集會の第一期日より二月內に和議を可決しなかつたとき

裁判所が認定に依り廢止を命ずる場合（六〇條）

（1）　債務者が裁判所の保全處分命令に反したとき

（2）　債務者が和議開始の申立より決定に至る迄の間に於て通常の範圍に屬せぬ行爲を爲したとき、又は開始後に於て通常の範圍に屬せぬ行爲を爲すに付て和議管財人の同意を得ず

して之を爲したとき

（3）　和議管財人より請求があつたに拘らず自ら金錢の收支を爲したとき

裁判所が和議廢止の決定をしたときは其の主文及理由の要領を公告する事を要する（六一條）。

（一一）　讓步及和議の取消　　讓步の取消及和議の取消は共に和議認可の決定が確定した後に於て行はれるものである。

（イ）　讓步の取消　　和議認可の決定が確定した後に於ても一定の理由があるときは債務者は自己の爲した讓步を取消すことが出來る。其の取消し得る場合は左の通りである（六二條、破三二九條三三〇條）。

（1）　和議が不正の方法に因つて成立したとき

（2）　債務者が和議の條件として定められた和議の履行を怠つたとき

此の讓步の取消は裁判外又は裁判上に於ても之を爲すことが出來る。裁判上に於て讓步の取消を爲さむとすれば讓步の取消に因る給付の訴を提起すれば足る。讓步の取消は和議に因つて得た權利に影響しない（六二條、三三一條）。

（ロ）　和議の取消　　裁判所は和議認可の決定が確定した後に於ても一定の理由があるときは和議債權者の定足數の申立に因り和議其のものを取消すことが出來る。和議の取消がある場合は左の通りである（六三條、六四條、破三三二條一項二項）。

（1）　債務者に於て詐欺破產に該るべき行爲があつたとき

（2）　債務者が和議の履行を怠つたとき

和議の取消は和議債權者が和議に因つて得た權利に影響しない（六五條）。

社債權者又は受託會社も勿論和議讓步の取消を爲し又は和議取消し申立を爲すことが出來る。

裁判所が右述和議の取消又は其る申立棄却の決定を爲したときは其の主文及理由の要領を公告することを要する（六六條一項）。此の決定に對しても利害關係人は卽時抗告を爲すことが出來る（同二項）。社債權者又は受託會社も勿論卽時抗告が出來る譯である。

（一二）、和議手續の破產手續　　次に列擧する場合に於ては和議手續は破產手續に轉化する（九條）。

（1）　和議廢止の決定があつたとき

（2）　和議不認可又は和議取消の決定が確定したとき

既ち此等の場合に於ては裁判所は破產の申立があるときは其の申立に因り、破產の申立がない

ときは職權を以て債務者に對し破産の宣告を爲すことを要する。和議手續が破産手續に移行したる後の手續は申す迄もなく破産法の規定に從ふものである（六七條參照）。

（一三）罰　則　和議法は次の罰則を定めた（六八條乃至七〇條）。

（イ）整理委員又は和議管財人が其の職務に關し賄賂を收受し又は之を要求者は約束した場合は三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金且收受した賄賂は追徵

（ロ）和議債權者、其の代理人又は理事者若は之に準すべき者が債權者集會の決議に關し賄賂を收受し又は之を要求若は約束した場合は（イ）に於けると同樣の處罰

（ハ）右（イ）及（ロ）に列擧した者に賄賂を交付提供又は約束した者は（イ）に於けると同樣の處罰但し自首したときは其の刑を減免せらるることがある。

（ニ）整理委員の請求又は和議管理人若は債權者集會の請求に因り和議に關し說明の義務ある者が故なく之を爲さず又は虛僞の說明をした場合は一年以下の懲役又は壹千圓以下の罰金

（ホ）和議申立人又は債務者が整理委員又は管財人の調査若は之に對する報告拒み又虛僞の報告を爲した場合（ニ）に於けると同樣の處罰

（ニ）及（ホ）の犯罰者が和議裁判所に其の事實を申出てたときは又刑を減免せられることがある。

以上は和議法に依る和議手續の極々大要である。

旣に述べた通り會社の整理に付て實行の見込がないときは整理手續より直ちに破産法に依る破産手續に移行せしめるのであり、又上述の通り會社の整理に付實行の見込あるも少數の反對者を强制する爲め、一旦和議法に依つて和議手續に移行せしめて見たが、之れでも其の目的を達する見込がない場合には、更に破産法に依る破産手續に移つて最後的整理をすることになる。

破産法に依る破産手續に付ては又別の機會に大要を紹介することに致したい。

會社資本の變更

會社資本の變更は資本の増加と資本の減少とに分つ。

今回の軍需産業會社の改造に當つては、不要資本の返戻、缺損の補塡等の爲めに資本の減少を爲す必要を見る場合が多く起ることと豫測せられる。又既に述べた通り新會社が民需轉換に成功し軍需産業會社から轉換工場其の他の設備の出資を受け又は之を買收する爲めに資本の増加を爲す場合も亦當然起るべく、更に又軍需産業會社が別に新會社を設立せずして單に一部資本の減少等に依り民需轉換を爲し置き、將來其の發展を竢つて更めて工場其の他設備の増設の爲め資本の増加を爲すことも亦豫想することが出來るのである。其の他軍需産業の轉換整理に伴つては種々の形で資本の増加及減少が行はれることであらうと思はれるので、ここでは商法の規定する資本増加及減少手續に付て極々大要を述べることにする。

（一）

資本の増加は會社の營業を擴張する爲に其の資本を増加する方法として行はることが最も多い。然し乍ら同樣の目的は社債を募集するに依ても亦之を達成することが出來る。唯前者は之に因て純財産を増加するけれども、後者に在ては斯く純財産を増加するが如きことはない。又資本の増加は屢々社債其の他の會社負債を償還する爲に行はれることがある。此の場合には資本増加額が償還額の限度に於て行はれるときは、會社の純財産は増加するも會社の營業資金は毫も増加することがない。又往々資本を増加しても會社の純財産を増加しないことがある。即ち會社に巨額の任意積立金がある場合に其の積立金を取崩して配當をすると共に資本の増加を爲し、株主をして現實に拂込を爲さしめず配當金を以て拂込金に充當する方法を採るときは會社の純財産は依然として舊の如く何等増加するものではない。

右に示した通り資本を増加する場合は種々あつて商法上定款變更に關する特別決議を以て之を自由にすることが出來る譯であるが、戰時下に於ては臨時資金調整法に依つて之に調整が加へられた。改正前の商法に依ると資本の増加は株金全額の拂込後でなければ之を爲すことが出來なかつたので（改正前商法第二百十條）屢々不便があつた。そこで改正商法は此の制限を廢した。既に株金全額の拂込を徵收し僅少の金額に付て未拂を殘すに止まる場合、實際上種々の補塡策を講

することがあるとも、之を以て株金全額の拂込があつたと同視することが出來るときは資本の增加を爲すも妨げない次第である。

資本を增加する爲には先づ定款變更の決議を爲すことを要する。而して株式數の增加に依る資本增加の場合は定款中の株式數に關する規定の變更決議を必要とする。倘此の決議に於ては定款に定がないときと雖も、(1) 新株の額面以上の發行 (2) 現物出資を爲す者の氏名出資の目的たる財產、其の價格及之に對して與へる株式種類及數、(3) 資本の增加後に讓受けることを約した財產其の價格及讓渡人の氏名及 (4) 新株の引受權を與ふべき者及其の權利の內容に付ては資本增加の決議と同時に同一の決議方法に依つて之を定めることが出來る(商法第三百四十八條)。改正商法は新株の引受權に付斯く株主總會の決議に依て任意に之を賦與することを認め、又將來資本の增加を爲す場合に於て新株の引受權を與ふべきことを特定の者に約するときにも亦斯る特別決議を必要とすることとした (商法第三百四十九條)。增加すべき資本金額の決定を取締役に一任することは非である。定款變更の決議があつたときは新株に付て株主を募集しなければならぬ。此の場合に於て定款又は株主總會の決議に依て現株主に新株の全部又は一部の引受の優先權を與へ、先ず現株主をして新株の申込を爲さしめる習慣がある。次に新株の申込に付ては會社設立の場合の株式申込に關する規定を準用する (商法第三百七十條第百七十五條一項第三項第四項)。但し現物出資社は此の決議に基いて株式の引受を爲すものであつて、其の引受は次に述べる株式申込證に依ることを必要としない (非訟法第百八十九條第一號第二號參照)。

現物出資の外新株の申込は法定の形式を備へた株式申込證二通に (1) 其の引受くべき株式の數及住所 (2) 若し額面以上の價額を以て株式を發行する場合に於ては引受價額 (3) 若し數種の株式を發行する場合に於ては其の引受べき株式の種類及各種の株式の數を夫々記載し申込人が之に署名し又記名捺印せねばならぬ (商法第三百七十條第一項第百七十五條第一項第三項)。株式申込の際一定の申込證據金を徵する慣習があることは既に述べた通りである。新株の株式申込證は取締役が之を作成した事項を記載することを要する (商法第三百五十條第四百九十八條第九號)。

(1) 會社の商號
(2) 增加すべき資本額
(3) 資本增加の決議年月日
(4) 第一回拂込の金額

（5）第百七十五條第二項第五號第六號及第三百四十八條第一號乃至第三號に掲げる事項

（6）數種の株式があるとき又は異種類の株式を發行するときは新に發行する株式の內容及數

（7）一定の時期までに第三百五十一條の總會が終結しないときは株式の申込を取消すことが出來ること

株式申込人又は株式引受人に對する通知又は催告は、其の者が株式申込證に記載した住所又は其の者が會社に通知した住所に宛てれば足ることは設立の場合と同樣である（商法第二百二十四條）。又株式の申込を爲した者が其の引受くべき株式の數に應じて拂込を爲す義務を負ふこと（商法第百七十條第百七十六）條及株式の額面以下の發行を許さないことに付ても亦同樣である（商法第三百七十條第百七十七條第三項第百七十一條一項）。

株式の申込に對し株式の割當があつて株式の引受が成立する。而して此の契約は申込人と會社との間に成立するものである。新株の總數の引受があつたときは取締役は遲滯なく株金の第一回の拂込として其の四分の一を下らざる金額拂込を爲さしめることを要する而て其の拂込がない場合には引受人を失權せしめ更に株主を募集することが出來る（商法第三百七十條、第百七十七條第百七十一條第二項、第百七十九條）。各株に付第一回の拂込及額面超過額の拂込並に現物出資の給付があつたときは取締役は遲滯なく株主總會を招集して之に新株の募集に關する事項を報告しなければならぬ（商法第三百五十一條第三項）。改正商法に依ると此の場合には未だ資本增加の效力を發生しないけれども（商法第三百五十八條參照）新株の引受人は此の株主總會に於て株主と同一の權利を有するものである（商法第三百五十一條第二項）。又利益又は利息の配當に付ても新株の引受人は株金の拂込期日から株主と同一の權利を有する（商法第三百五十二條）。監査役は（1）新株總數の引受があつたか否か（2）各新株に付第一回の拂込及現物出資の給付があつたか否かを調査し、之を總會に報告することを要する（商法第三百五十四條第一項）。株主總會は以上の調査及報告を爲さしめる爲に特に檢査役を選任することが出來る（商法第三百五十四條第三項）。尙ほ改正商法は會社設立の際の現物出資及財產引受に對する規定（商法第百七十三條第百八十一條參照）の精神を徹底せしめむが爲に會社成立後二年內に其の資本を增加する決議を爲し、又資本を倍額以上に增加する場合に於て現物出資又は財產引受に關する事項を定めたときは、取締役は之に關する調査を爲さしめる爲に檢査役の選任を裁判所に請求することを要することとした（商法第三百五十三條第一項）。斯くして選任せられた檢査役は調査の結果作成して之を株主總

會に提出し（商法第三百五十三條第二項）。更に監査役は之を調査して總會に意見を報告するを要する（商法第三百五十四條第二項）。資本增加の場合に於て改正商法第三百五十一條の總會の決議は特別決議に依ることを要し總會は現物出資及財產引受に關する事項を不當と認めたとき之を變更することが出來る。又取締役に對する損害賠償の請求を妨げない（商法三百五十五條、第百八十五條、第百十六條）。引受のない株式又は第一回の拂込の未濟なる株式があるときは取締役は連帶して其の株式を引受け又は其の拂込を爲す義務を負ふ。株式の申込が取消されたときも亦同樣である（商法第三百五十六條）。而して此の場合にも取締役に對して損害賠償の請求を爲すことも妨げない（商法第三百三十六條第二項）。

會社は上述の株主總會終結の日又は改正商法第三百五十五條第二項の手續終了の日から本店の所在地に於ては二週間以內支店の所在地に於ては三週間以內に法定の事項を登記することを要する（商法第三百五十七條第一項第二項、第四百八十九條第一號、第四百九十八條第五號）。其の登記事項は（1）增加した資本の總額（2）資本增加の決議の年月日（3）各新株に付拂込むた株金額（4）數種の株式があるとき又は異種類の株式を發行するときは新に發行する株式の內容及數である（商法第三百五十七條）。資本增加の登記を爲した後は株式引受人は詐欺又は强迫に因て其の申込を取消すことを得ない（商法第三百七十條、第百九十一條）。又其の登記を爲す迄は新株券の發行及新株の讓渡又其の約を爲すことを得ない（商法第三百七十條第三項、第二百四條）。之に反して發行した株券は勿論無效である（商法第三百七十條、第二百二十六條第二項、第四百九十八條第十五號）。

改正商法は資本增加の無效に付別に規定を設けて合併無效の訴及設立無效の訴に關する規定を準用することとした。卽ち資本增加の無效は本店の所在地に於て資本增加の登記（商法第三百五十七條、第三百六十九條）を爲した日から六箇月以內に訴を以てのみ之を主張することが出來る（商法第三百七十一條）。且つ此の訴を提起し得る者は取締役又は監査役に限られる（商法第三百七十一條第二項、第三百七十二條參照）。

（二）

次に會社資本の減少は經濟上次の二つの場合に其の必要を見る。其の一は會社の營業が最始に計畫せられた通りに巨額の資本を必要としない場合である。其の二は會社が事業の失敗又は會社財產の下落に因て著しい損害を蒙り資本に缺損を生じた結果各營業年度の利益金は常に缺損の補

塡に充てることを要し株主に配當を爲することが出來ない場合であつて、此の場合にも資本を減少して以て其の缺損を減ずることの必要を生ずる。第一の場合は實質的の資本減少であり、第二の場合は計算上の資本減少に過ぎない。

資本減少は株主總會の決議に依て之を爲すことを要し、同時に其の減少の方法を決議せねばならぬ（商法第三百七十六條第一項）。資本減少の方法は三者を考へることが出來る。第一は株金額の減少である。株金額の減少は更に三方法分れる。卽ち（1）は株金全額の拂込を終らざる場合に其の一部の拂込免除することであり（2）は株金一部の拂戻である。（3）は資本に缺損がある場合に株金額を切捨ることである。或は又右三方法の中二又は三の競合することも想像せられる。第二は株式數の減少である。株式數の減少は更に二方法に分れる。（1）は株式の消却であり（2）は株式の併合である。第三は株金額の減少と株式數の減少とを併せ行ふ方法である。株金額の切捨は株主平等の原則に從はねばならぬ。尤も拂込額を異にする二種以上の株式があるときは比率に依る外ないと解する。

資本減少の手續に付ては資本增加の場合と同じく先づ定款變更の決議を受すことを要する。資本減少の決議に付ては同時に資本減少の方法を決議することを要するから此の點に關して明瞭なる決議がないときは其の決議は資本減少の決議たる效力がないものと謂はねばならぬ。但し其の實行方法の細目に至ては、或る程度迄取締役に之を一任するを慣習とする。妥當である。資本減少の決議があつたときは、會社は合併に關する規定に準じ財產目錄及貸借對照表を作成し、會社の債權者に對し一定の期間內に異議あらば之を述ぶべきことを公告し且つ知れたる債權者に其の旨を催告することを要する。異議を述べた債權者に辨濟を爲し若は相當の擔保を供し又は債權者に辨濟を受けしめる爲めに信託會社に相當の財產を信託することを要する（商法第三百七十六條第二項第三項）。蓋し會社の資本は會社債權者の唯一の擔保であつて其の減少は卽ち其の擔保の減少を生ずるから之れは會社債權者を保護せむが爲に外ならない。改正商法に依ると社債權者が異議を述べるには社債權者集會の決議に依ることを要する（同第三項）。

會社が其の債權者に對して右の手續を終つたとき初めて資本の減少を爲すことが出來る。株金額の單純なる切捨又は拂込の免除の場合は單なる計算のみに止まるものであるけれども、其の他の場合には株金の拂戻株式の併合又は消却等の手續を終つた後に於て始めて資本の減少を生ずるものである。

資本減少の爲めに株式を併合する場合に於ては會社は株主に對し三箇月を下らぬ期間內に株券

を會社に提供すべき旨を通知することが出來る（商法第三百七十七條）。株式の併合は前項の期間滿了の時若し第百條の手續が未だ終了せないときは其の終了の時に於て其の效力を生ずる。又株主が株券を提供した場合に於て併合しない端株があるときは其の端株に付てのみ失權する（商法第三百七十九條）。株主が失權したときは會社は遲滯なく其の株主の氏名住所及株券の番號を公告することを要する（商法第二百三十條は公示催告の手續に依て株券を無效と爲すことが出來る）。無記名株式に付ては單に番號のみを公告すれば足る。此の場合に於ては會社は既に發行した株式を競賣し且つ株數に應じて其の代金を從前の株主に交付することを要する（改正商法第三百七十九條第一項）。株式併合の場合に於て從前の株式を目的となす質權は當然に消滅すべきものなるも、法律は併合に因て株主が受くべき株式及金錢の上に質權が存在するものとした（商法二百八條）。資本の減少があつたときは二週間內に其の登記を爲すことを要する（商法第百八十八條第三項第六十七條）。

會社の解散及合併

軍需產業會社の轉換整理に當つては、結局改造に依つて轉換工場其の他の設備を新會社に移轉し、自らは解散する場合も豫想せられ、又斯る軍需產業會社が他會社と合併する場合も豫想せられる。尙又新會社が、他會社に合併する場合も豫想せられる。仍てここでは商法の規定する株式會社の解散及合併に付て極々大要を誌すことに致し度い。

（一）

株式會社の解散原因は商法が之を列擧する（商法第四〇四條）。即ち第一は存立時期の滿了其の他定款に定めた事由の發生であり、第二は會社の合併、第三は會社の破產、第四は裁判所の命令、第五は株主總會の決議、第六は營業全部の讓渡である。而して株主總會に於ける解散の決議は特別決議の方法に依るのである（商法第四〇五條）。以上の外今回の改正前の商法は株主が、七人未滿に減じた場合も解散の原因としてをつたけれども、株主が七人未滿に減じたことを當然の解散

原因とするのは會社企業の性質上不當のやうに考へられ、又無記名株式を發行した場合の如きは何人も知らぬ間に會社の解散を來たすが如き奇觀を呈するので今回の改正商法は之を削除した次第である。

會社は解散後でも清算の目的の範圍内に於て仍ほ存續するものと看做され（商法第四三〇條、第一一六條）、從て營業の繼續を前提とする規定を除けば會社に關する規定は仍ほ適用がある（商法第四二六條）。

會社が解散したときは、破産の場合を除く外取締役は遲滯なく株主に對して其の通知を發し且つ無記名式の株券を發行した場合に於ては之を公告することを要する（商法第四〇七條）。尙ほ合併及破産の場合を除くの外二週間内に本店及支店の所在地に於て其の登記を爲さねばならぬ（商法第四一六條、第九六條）。

會社が解散したときは合併及破産の場合を除くの外清算に入る（商法第四一七條）。清算に付ては次章にこれを説明することに致し度い。

（二）

株式會社の合併も解散の一つの場合であつて商法は若干の特則の外合名會社に關する規定を準用してをる（商法第四一六條第一項）。改正商法は解散後の會社と雖も他の會社を存續會社とする合併を爲すことを認めた（商法第五六條第二項）。

株式會社の合併には二つの場合がある。其の一は存續合併であり其の二は新設合併である。前者は合併を爲す一方の會社が合併後存續するものであり（商法第四〇九條）後者は合併に因つて會社を新設するものである（商法第四一〇條）。

合併手續は會社を爲す各會社が合併契約者を作つて夫々株主總會の承認を得なければならぬ（商法第四〇八條第一項）。而して株主總會招集の通知及公告には合併契約書を記載することを必要とする（商法第四〇八條第二項）。尙合併契約書承認の決議は、特別決議に依らなければ之を爲すことを得ない（商法第四〇八條第三項）。夫れから合併契約書に記載すべき事項は合併の種類に依て異る。即ち存續合併契約書には左の事項を記載するを要し（商法第四〇九條）。

（1）存續する會社の增加すべき資本の額

（2）存續する會社の發行すべき新株の種類、數及拂込金額並に合併に因つて消滅する會社の株主に對する新株の割當に關する事項

（３）合併に因りて消滅する會社の株主に支拂を爲すべき金額を定めたときは其の規定

（４）各會社に於て合併契約書承認の決議を爲すべき株主總會の期日

（５）合併時期を定めたときは其の規定

新設合併契約書には左の事項を記載することを要する（商法第四一〇條）

（１）合併に因つて設立する會社の目的、商號、資本の總額、一株の金額及本店の所在地

（２）合併に因つて設立する會社の發行すべき株式の種類、數及拂込金額並に各會社の株主に對する株式の割當に關する事項

（３）各會社の株主に支拂を爲すべき金額を定めたときは其の規定

（４）各會社に於て合併契約書承認を爲すべき株主總會の期日

（５）合併時期を定きたときは其の規定

存續合併の場合に於ては、會社債權者に對し、異議の申出の催告手續終了後、株式の併合があつたときは其の效力を生じた後、端株があつたときは其の處分を爲した後遲滯なく株主總會を招集して合併の報告を爲すを要し（商法第四一二條）、新設合併の場合に於ては設立委員は會社債權者に對し異議申出の催告手續の終了後、株式の併合があつたときは其の效力を生じた後、端株があつたときは其の處分を爲した後、遲滯なく創立總會を招集することを要する（商法第四一三條第一項）。尚此の創立總會に於ては合併契約の趣旨に反せざる限り定款變更の決議をも爲すことが出來る（商法第四一三條第二項）。

會社が合併をしたときは、合併報告總會又は創立總會の終結の日より本店の所在地に於ては二週間、支店の所在地に於ては三週間内に、合併後存續する會社に付ては變更の登記、合併に依て消滅する會社に付ては解散の登記、合併に因つて設立した會社に付ては、設立登記を爲さねばならぬ（商法第四一四條）。

尚ほ存續會社又は新設會社が合併に因つて社債を承繼したときには右の合併の登記と同時に社債の登記をなすことを要するのである（商法第四一四條第二項）。尚又合併無效の訴は各會社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人、又は合併を承認せざる債權者に限り之を提起することを要する（商法第四一五條）。

會社の清算

軍需産業會社が解散した場合に於ては、合併及破産の場合を除くの外清算手續に這入る。株式會社が合併に因て解散したときは、其の財産は包括的に合併に因て存續する會社又は新設した會社に移轉し破産に因て解散したときは破産手續に依るから株式會社は合併及破産を除く他の原因に因て解散した場合に限り清算に入る。

（一）　清算機關　株式會社は解散に因て其の營業能力を失ふけれども、直ちに其の法人格の消滅を來すことはなく、會社は清算の目的の範圍內に於て仍ほ存續するものである。それ故に會社は本より其の機關を有しなければならぬ。會社の營業上の機關たる取締役は會社が營業能力を失ふと同時に其の地位を失ひ、清算人が清算事務を執行する機關として之に代る。從つて清算會社の代表及業務執行の機關は卽ち清算人である。然し乍ら監査役及株主總會は依然として其の存在を失ふことはない。蓋し株主總會は會社の最高の意思機關として清算の範圍內に於て會社の意思を決定する爲に必要であり、又監査役は監督機關として會社の清算事務を監督するに必要であるからである。清算中の株主總會は清算人が之を招集する。而して之に付ては株主總會に關する規定を準用する（商法第三十條第二百三十一條以下）。尙ほ改正商法第四百三十條に列擧してない規定でも其の性質の許す限り當然適用がある（松本博士日本會社法論四百三十四頁）。監査役に付ても亦同樣である（商法第四百三十條）檢査役に付ては明文がある（商法第四百三十條、第二百三十八條）。

株式會社の清算は破産及合併の場合を除く外必ず商法の定める所に從て之を爲さねばならぬものであつて、合名會社及合資會社の如く任意清算を認めない。蓋し株式會社は物的會社、卽ち資本を主とする會社であつて會社財産が會社債權者の唯一の擔保であるから會社債權者保護上、清算手續を嚴重にする必要がある爲めである。從て斯る商法の規定は强行的である。改正商法は尙ほ此の外に外國に倣て特別清算の制度を認めた（商法第四百三十一條以下）。

（二）　清算人　清算人は清算會社を代表して清算事務を執行する常設機關であつて之には（1）裁判所の選任に依る清算人（2）定款の規定に依る清算人（3）株主總會の選任に依る清算人及（4）法定清算人の四種がある。清算人たる者がないときは利害關係人の請求に因り裁判所に於て之を選任する（商法第四百十七條第二項）。又株式會社が裁判所の命令に因て解散したときを

は、裁判所は利害關係人又は檢事の請求に因て清算人を選任する（商法第四百三十條、第百二十二條）。裁判所の選任に依る清算人とは是である。此の場合に於て、清算人と會社との關係は委任と同樣に取扱ひ委任の規定に從はしめる（商法第四百三十條、第二百五十四條第二項）。重要なる事由があるときは裁判所は監査役又は資本の十分の一以上に當る株主の請求に因て清算人を解任することが出來る（商法第四百二十六條第二項）。

又定款を以て清算人たる者を定めたときは其の者が清算人となる（商法第四百十七條第一項）。尤も此の種の清算人と雖も承諾の有無を問はないで當然清算人と爲るとは解せられぬものであつて會社との間の關係は委任に關する規定に從ふ（商法第四百三十條、第二百五十四條第二項）。然し乍ら此の種の清算人は定款の定むる所であるから株主總會の決議を以て解任することは出來ない。唯重要なる事由があるときに限り裁判所が監査役又は資本の十分の一以上に當たる株主の請求に因て之を解任することが出來るに過ぎない（商法第四百二十六條）。定款に別段の定がないときは株主總會に於て清算人を選任することが出來る（商法第四百十七條第一項）。此の種の清算人は會社と委任關係に立ち株主總會の決議を以て何時にても之を解任することが（商法第四百二十六條第一項）、又重要なる事由があるときは裁判所は監査役又は資本の十分の一以上に當たる株主の請求に因て之を解任することが出來る（商法第四百二十六條第一項）。定款に別段の定がなく又株主總會に於て他人を選任しないときは總取締役が清算人となる（商法第四百十七條第一項）。是れ原則的卽ち最も普通とする場合であつて之を法定清算人と謂ふ。而して取締役は三人以上たることを要するも清算人は一人に足るから三人以下となるも之を補充する必要はない。此の清算人も會社との關係は委任に關する規定に從ふ（商法第四百三十條　第二百五十四條第二項）。從て株主總會の決議を以て之を解任することを妨げない。又重要なる事由があるときは裁判所は監査役又は資本の十分の一以上に當たる株主の請求に因て之を解任することも出來る（商法第四百二十六條第二項）。

清算人の任務が終了した場合に於て、他に清算人がないか又は定款に定めた員數の清算人がなきに至つたときは、退任した清算人は破產人は破產又は禁治產の場合を除く外新に選任せられた清算人が就任するまで仍ほ清算人たるの權利義務を有する（商法第四百三十條、第二百五十八條）。

法定清算人を除き他の清算人の選任があつたときは其の登記を爲すことを要する（商法第四百十八條）。又其の登記事項に變更があつたときは同じく變更の登記を爲さねばならぬ（商法第四百三十條、第百二十三條）。曩に述べた通り清算人と會社との關係に付ては商法は取締役に關する商

法第二百五十四條第二項の規定を準用するから其の種類如何を問はず委任に關する規定に依て會社に對して權利を有し義務を負ふものである（商法第四百三十八條、第二百六十九條）。而して裁判所の選任に依る清算人以外の清算人の受くべき報酬は定款に其の金額を定めなかつたときは株主總會の決議を以て之を定むべきものである（商法第四百三十八條、第二百六十九條）。清算人が其の任務を怠り又は法令定款に反する行爲を爲した場合に於て會社又は第三者に對する責任に付ては、取締役に關する規定を準用するから損害賠償の責に任ずべき清算人及監査役は連帶して其の責を負ふものである（商法第四百三十條、第二百六十六條、第二百七十八條）。此の點は取締役に付て既に述べたと同樣である。尙ほ清算人は其の性質上競業禁止の義務を負はない。尤も監査役の承認を得なければ自己又は第三者の爲に會社と取引を爲すことが出來ない（商法第四百三十條、第二百六十五條）。

（三）　清算事務　　清算事務の內容は、現務の結了（商法第四百三十條、第百二十四條第一項第一號）、債權の取立（商法第四百三十條　第百三十四條第一項第二號、第百二十六條）、債務の辨濟（商法第四百三十條、第百二十四條第一項第二號、第二百六十六條、第百二十五條、第四百二十三條、第四百九十八條第二十七號）、會社財產の換價及殘餘財產の分配を主なるものとする（商法第四百三十條、第百二十四條第一項第三號、第百三十一條、第四百三十五條、第四百二十三條、第四百九十八條第二十七號）。清算人は就任の後遲滯なく會社財產の現況を調査し、財產目錄及貸借對照表を作り、株主總會に提出して其の承認を求むることを要する（商法第四百十九條第一項）。又就任の日から二箇月內に少くとも三回の公告を以て債權者に對し二箇月を下らざる一定の期間內に其の請求の申出を爲すべき旨を催告せねばならぬ。又知れたる債權者には各別に其の申出を催告することを要する（商法第四百二十一條第一項、第四百九十八條第二十六號、第四百二十二條）。清算人は其の催告を爲した期間內は或る債權者に對して辨濟することが出來ない（商法第四百二十三條、第四百九十八條、第二十七號）。其の期間に後に至つて申出でた債權者は會社の債務完濟の後未だ株主に分配せざる財產に對してのみ請求を爲すことが出來る（商法第四百二十四條、民法第八十條）。

清算中でも、清算人は定時總會を招集することを要し（商法第二百三十四條）、清算人は財產目錄貸借對照表及事務報告書を作り定時總會の會日から二週間前に之を監査役に提出することを要す（商法第四百二十條）。而して定時總會の會日の一週間前より右書類及監査役の報告書を本店に備へ置き、株主及會社債權者の閱覽に供しなければならぬ（商法第四百三十條第二項、第二

百八十二條、第四百九十八條第三號、第十九號、第二十號)。清算人は會社財産を以て先づ會社の債權者に辨濟を爲し然る後初めて株主に殘餘財産の分配を爲すことが出來る（商法第四百三十條第一項、第百三十一條、第四百二十三條、第四百九十八條二十七號)。殘餘財産の分配は金錢を以て之を爲し其の分配の標準は定款に依て拂込んだ株金額の割合に應じて株主に分配すべきものである（商法第四百二十五條)。優先株を發行した場合に於て此の原則と異る定を爲したときは例外である(商法第四百二十五條但書)。後配株も發行した場合も亦同樣である。

(四)　淸算人の職務其の他　　清算人は其の職務を行ふ爲に必要な一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限を有し(商法第四百三十條第一項、第百二十四條第二項)、其の代理權に加へた制限は之を以て善意の第三者に對抗することが出來ない（商法第四百三十條第二項、第二百六十一條第三項、第七十八條)。而して清算人は原則として各自會社を代表する權限を有するも又特に代表清算人を定め若は共同代表を定めることも出來る（商法第四百三十條第二項、第二百六十一條第百二十九條)。

清算事務が結了したときは、清算人は遲滯なく決算報告書を作り之を株主總會に提出して其の承認を求めなければならぬ(商法第四百二十七條第一項)。而して其の承認があつたときは清算人の責任は不正の行爲があつた場合の外解除せられたものと解せられる（商法第四百二十七條第二項)。清算が結了したときは清算人は遲滯なく清算結了の登記を爲すことを要する（商法第四百三十條第一項、第百三十四條)。

會社の帳簿、其の營業及清算に關する重要書類は本店の所在地に於て清算結了の登記を爲したる後十年間之を保存することを要する。其の保存者は清算人其の他の利害關係人の請求に因り裁判所に於て選任する（商法第四百二十九條)。

(五)　特別清算　　既に一言した通り今回の改正商法は英米法に倣つて特別清算に關する規定を設けた。特別清算は前述「會社の整理」に於けると同樣の趣旨に依り清算中の株式會社が清算遂行に著しき支障を來すべき事情があると認める場合又は會社に債務超過の疑ありと認める場合に裁判所の命令に依て開始せられる特殊清算手續を謂ふ。元來斯る場合に於て破算手續に之を移すことは其の必要を超え多大の日子及費用を要することとなり、却て圓滿なる解決を期し難い處が多いから、改正商法は新に此の制度を設け裁判所の嚴重なる監督の下に會社債權者を公平に保護すると同時に强制執行及破算手續等の障碍を排除して清算事務の圓滿迅速なる遂行を期せむとするものに外ならぬ。而して是れ會社の整理と趣旨を同うするものと謂はれる點である。ただ特

別清算は清算中の會社の清算遂行を目的とするに反し會社の整理は存立中の會社の整理更生を目的とする點に於て異る。

（六）　特別清算手續　　特別清算は既に述べた通り清算中の株式會社の清算遂行上著しい支障を來すべき事情がある場合、又は債務超過の疑がある場合に開始せられ、其の開始は債權者、清算人監査役又は株主の申出に因る場合及裁判所が職權を以て命ずる場合がある（商法第四百三十一條）。　而して管轄裁判所は會社の本店所在地の地方裁判所とし其の手續は非訟事件手續法に依る（非訟事件手續法第百三十六條ノ二項の八以下）。特別清算の開始があつたときは整理の開始の場合と同樣に登記、破産及和議手續の中止、競賣手續の中止、時效の停止、相殺の禁止を見る（商法第四百三十二條、第二百八十二條乃至第三百八十五條、第四百五十六條、破産法第百四條非訟第百十八條の十五）。

又會社財産の狀況に依て必要と認めるときは裁判所は清算人、監査委員、少數株主又は少數債權者の申立に依り又は職權を以て會社の業務及財産の檢査を命ずることが出來る（商法第四百五十二條乃至第四百五十四條）。而して清算人は通常の清算の場合と異なり會社、株主及債權者に對して公平且つ誠實に清算事務を處理すべき義務を負擔し（商法第四百二十四條）、且つ之を嚴重なる、裁判所の監督の下に置き（商法第四百三十六條、第四百三十七條）重要なる理由があるときは裁判所は清算人を解任し新に清算人を選任することも出來る（商法第四百三十五條）。清算事務としては債權の取立、會社財産の換價及債務の辨濟を重要のものとする（商法第四百五十四條、第四百五十六條）。尚ほ清算人は債權者全員の意思を決定する必要がある場合には債權者集會を招集して之に會社の業務及財産の狀況等の調査書を提出し且つ清算の實行方針及見込に關し意見を開陳することを要する（商法第四百四十三條）。　又清算人は監督委員の意見を聽き債權者集會に對し協定の申出を爲すことも出來る（商法第四百四十七條乃至第四百五十一條）。

尚清算人が協定を申出でたるも其の成立の見込がないときは裁判所は職權を以て破産の宣告を爲すことを要する（商法第四百五十五條）。

第三　英米の會社の改造

英米法に於ける「レシーバー」制

（一）

本來英米法に於ける「レシーバー」は英國に於て衡平法上發達した特殊の制度であつて、之れが米國にも移し植ゑられ盛に用ひられることになつたものであつて、今日英國法と米國法とは、まことに大同小異で其の間に若干の特徴を除くの外著しい差異は認められない。尙ほ米國に於ては各州の立法に屬する。

英米法に於ける「レシーバー」、殊に米法に於ける「レシーバー」は色々の意味に用ゐられ、種種の場合に實用を發揮してゐる。例へば一九〇五年サンドミンゴ共和國の財政紊亂を救ひ多額の内外債を整理する爲に「レシーバー」の任命を見たが如き、又一九一四年ハイチ共和國に內亂が起り財政が紊亂した際にも之を救ふ爲めに「レシーバー・ゼネラル」の任命を見た等が如きは、

其の最も特殊的のものであるが、普通の「レシーバー」には大體二つの種類がある。即ち裁判所の命令に依らないで、ただ直接に債權者其の他の利害關係人に依て選任せられるものと、裁判所の命令に依て選任せられるものとである。此の兩者は何れも債權者其の他の利害關係人の爲めに、財產又は事業の保全、管理、處分、經營等を目的とする點に於ては大體同樣であるけれども、其の法律上の地位、選任の效力、權限、責任などに付ては、大きい差異があると謂はねばならぬ。先づここでは前者に付て極々大體を紹介し、夫れから後者に及ぶことにする。

債權者其の他の利害關係人は、契約證書の特約に從つて債務者の財產、事業の管理其の他を爲さしめる爲に直接に「レシーバー」を選任することが屢々ある。殊に會社が社債を發行する場合に於ては、大てい社債契約又は信託證書に詳細な特約を設け、社債の元利金が支拂はれない場合其の他會社を整理する必要がある場合には、社債權者又は受託者が「レシーバー」を選任することが出來る旨を定めるのを常とする。社債以外の比較的大口、長期の債務を設定する場合に於ても亦同樣である。倘又契約證書に特約がなくても抵當權者、質權者等の如き擔保權者は、其の擔保財產の管理其の他を爲さしめる爲に、直接に「レシーバー」を選任することが出來る。英國のヴイクトリヤ女王時代に制定せられた法律（Conveyancing Act）に依ると其の旨が明瞭に定められてをるのである。

斯やうに債權者、其の他の利害關係人に依て直接に選任せられた「レシーバー」は、別段の特約がない限り、債務者（擔保權設定者）の代理人と解せられ、從つて固より選任者たる債權者其の他の利害關係人の代理人ではない。即ち例へば社債權者又は受託者が「レシーバー」を選任した場合に於ては別に社債契約又は信託證書に反對の特約がない限り其の選任せられた「レシーバー」は、社債を發行した會社の代理人と解せられ、從つて社債權者の代理人でなく、其の代理行爲の效力は直接に社債發行會社に及ぶものである。此のやうに「レシーバー」が選任者の代理人でなく、債務者、即ち擔保權設定者の代理人と解せられ、其の擔保財產の管理其の他に付て爲す代理行爲の效力が直接に本人たる債務者、即ち擔保權設定者に及ぶ點に、寔に深い意義、其の妙用が認められる次第である。

尤も斯やうに債權者其の他の利害關係人に依て「レシーバー」が選任せられた場合に於ても、裁判所は必要に應じて何時でも別に「レシーバー」を選任することが出來る。此の場合に於て必要に應じてとは例へば債權者其の他の利害關係人に依て選任せられた「レシーバー」では、債權者其の他の利害關係人の利益を保護するに不適當であるが如き場合を指す。斯やうに裁判所に依

て更に「レシーバー」が選任せられると同一の財產、事業に付て、兩種の「レシーバー」が併立することは許すべきでないから債權者、其の他の利害關係人に依て選任せられた「レシーバー」は資格を失ひ退任するのである。

更に裁判所が「レシーバー」を選任する場合は、大體二つに大別することが出來る。其の一つは財產の保護を目的とする場合、卽ち例へば訴訟繫屬中の財產を保護する爲め、又が破產の宣告を受け其の子たる未成年者の財產に損害を及ぼす處がある場合に、其の財產を保護する爲め、受託者又は遺產執行者が其の權利を濫用し若は義務を怠つた場合に該受託者又は遺言執行者の管理する財產を保護する爲め、擔保權者が契約に反して擔保財產を處分せむとし、債務の元利金の支拂を怠り其の他擔保財產が危險に瀕する場合に擔保權者を保護する爲めに、多く選任せられる。會社が支拂不能となつて工場を閉鎖した場合、會社が解散し若は解散せむとした場合、會社の唯一の積極財產たる準備金を社員に分配する決議を爲した場合の如きは、何れも債權者の爲めに擔保財產が危險に瀕する場合として「レシーバー」を選任することが出來る。次に其の二つは抵當權の實行として衡平法上の抵當物を管理し、其の他衡平法上の財產に付て裁判所の判決又は命令を執行する場合等に多く「レシーバー」の選任を見る。

尙は裁判所に於て上述の通り「レシーバー」を選任するには、之をして財產を管理せしめることが利害關係人全員の爲めに公平且つ利益であると認められる場合に限る。

「レシーバー」の選任があれば、其の管理すべき財產を之に引渡さねばならぬ。申す迄もなく選任前の該財產占有者は之を拒み又は妨げることが出來ない。會社の事業、財產に付て「レシーバー」の選任があつたときは、會社の取締役は其の事業を繼續して爲すに由がなくなり「レシーバー」が之に代はるのである。斯やうに裁判所に依て選任せられた「レシーバー」は、利害關係人全員の利益の爲めにする國家の一機關として裁判所の指揮監督の下に立つものであるから、勿論其の選任を申立てた債權者、其の他の利害關係人の代理人でもなく、又勿論債務者(擔保權設定者)の代理人でもない。從て「レシーバー」の管理財產占有を妨害する行爲は裁判所侮辱罪となる。大凡そ此等の點は前述の債權者其の他の利害關係人に依て選任せられた「レシーバー」と著しく異る所である。

未成年者其の他一定の者を除けば何人でも「レシーバー」に選任せられることが出來る。尙ほ米國法に於ては法人殊に信託會社が「レシーバー」として選任せられることが出來、其の實例にも乏しくない。紐育州、其の他各州の信託會社に關する立法を見ると、信託會社が「レシーバー」

として財産の管理其の他の事務を爲し得る旨を規定してをる。

「レシーバー」が、債權者其の他の利害關係人に依て選任せられると、又裁判所に依て選任せられるとを問はず、其の選任に依て管理する財産は勿論單に不動産又は船舶其の他動産に限られるものではない。工業所有權、鑛業權、著作權、債權、得意先に對する營業權等に付ても、「レシーバー」を選任して管理せしめることが出來るのである。尤も此の營業權の管理は事業の經營を意味することになる。

（三）

元來「レシーバー」は單なる不動産、動産等に付て狹義の管理を爲すに止まらず、廣く事業經營の任に當ることが珍らしくない。嚴密に謂ふと英國法では斯やうに事業經營の任に當る「レシーバー」を特に「レシーバー・エンド・マネジャー」と呼ぶことがある。即ち「レシーバー」の任務と「マネジャー」の任務とを兼ね有する意味である。之に反して、米國法では斯る「マネジャー」の任務を兼ね有する者でも一樣に「レシーバー」と呼び、特に英國法に於けるが如く「レシーバー・エンド・マネジャー」と謂ふことは稀有である。

會社が社債其の他の債務の支拂不能に陷つた場合に於て、「レシーバー」の選任を見、之をして其の事業經營の任に當りつつ社債其の他の債務等を整理せしめることが甚だ多い。即ち「レシーバー」は選任を受けると會社の事業の引渡を受け、裁判所の指揮監督の下に自ら其の經營の任に當り、事業經營の通常の範圍内に於て必要又は有益なる一切の行爲、例へば商品又は原料其の他の仕入、商品又は製品其の他の販賣、使用人の雇入、店舖營業所、工場の修繕其の他、運轉資金の借入等の行爲を爲すことが出來るものである。斯やうに「レシーバー」が會社の事業に付て選任せられた場合に於ては、會社の破産等の場合と異なり、其の事業を更生さす爲めに、事業を引續き經營しつつ之れが整理を爲すものであつて「レシーバー」は事業の整理案を樹て社債權者其の他の債權者等の同意を得て之れが實行の衝に當る。斯やうに「レシーバー」は事業を引續き經營しつつ其の整理更生に當る所に其の運用の妙、實用の頗る尙ぶべき點が存する。筆者は米國に於て一九三三年の金融恐慌直後多數の事業會社、ホテル・デパートメント・ストア、ワトウビルディング其他が「レシーバー」に依て經營せられつつ整理が進められてをる有樣を親しく見て、其の運用の巧妙にして極めて實際的であつたことを今も思出す。而して當時事業會社に付ては「レシーバー」は新會社を設立し之に其の事業を承繼せしめて整理を爲すものが最も多かつた。

又斯る事業會社中多額の社債等を發行し之に依て大衆から資金の調達を得てをつたものに在ては、右新會社の設立に依る會社の整理に付て其の承認を求むる爲め、大衆より社債券の預託を促す公告も多々見掛けられたのであつた。

英國に於ける會社の改造

會社の改造及合併は經濟界の發達に伴ひ必然的に起るべきものであつて此の點に付て英國會社法に於ては特異の發達を見てをる。英國に於ては一八九一年迄は會社の定款を變更することを禁止してをつたので會社の改造が特異の發達を見たのである。

パーマー氏は其の著會社法論に於て改造の必要を說いてをる。即ち會社の定款に定めた營業の目的が狹隘に過ぎる場合、資金缺乏の場合、其の他營業の繼續が困難である等の場合に會社の改造が行れるを常とする。會社の改造には通例次に示す三つの方法がある。

（イ）會社法（一九〇八年）第百九十二條（一八六二年の會社法第一六一條を承けたるもので更に一九二九年の會社法に引繼がれてをる）に依り會社を解散し其の營業を賣却する方法

（ロ）會社の基本定款に基き新設會社に一切の營業を賣却し其の株式を取得し舊會社を解散する方法

（ハ）會社法（一九〇八年）第百二十條に規定する手續に依る方法

（イ）會社法（一九〇八年）第百九十二條に依つて會社の改造を爲さむとするときは、先づ株主總會に於て之に關する特別決議を爲し、其の決議に基き會社は任意の解散を爲して清算人を選任し、其の清算人をして營業を新會社に賣却せしめ、舊會社の社員には其の對價として新會社の全額拂込濟又は一部拂込濟の株式を分配交付する類の方法である。又場合に依つては會社の營業を一旦會社の發起人に賣却した上で新に會社を設立することもある。

而して此の場合改造に關する決議は絕對的に社員を拘束するものではない。若も之に不同意であるときは決議成立後七日以內に其の旨を會社に通知し且つ其の受くべき利益を評價し現金を以て其の支拂を受け、若も其の評價額に付て折合はぬ場合には、仲裁手續に附して之を決定するものである。會社の定款中に社員が會社營業の賣却に付て不同意を唱へることを禁止する旨を定めても斯る定めは公益に背反するものとして無效と解せられてをる。

會社改造の特別決議に於ては協定して新會社の株式交付を請求すべき時期を制限することが出來る。而して若も斯る時期の協定がないときは相當の時期中に新會社の株式交付を請求しなければならぬ。總會に於ては社員が新會社から受くべき對價の種類を決定することが出來るけれども其の分配は舊會社の定款に依ることを要し、若も定款に別段の定がないときは、舊會社出資者の權利に從ひて分配すべきものである。會社改造の決議に於ては會社改造の結果退任する取締役に對し支拂ふべき報償金額を協定することが出來る。但し其の旨を總會招集の通知狀に明記することを要する。

（ロ）次には會社の基本定款に基き又改造は合併を爲す場合であつて其の方法は次の通りである。

（1）會社の基本定款の定むる所に從ひ其の營業を新會社に賣却し舊會社又は其の指名者に其の對價として新會社の拂込濟株式を交付すること

（2）然る後舊會社の任意解散の決議を爲し定款の定める所に從ひ清算人を選任し、之をして債務の辨濟をなし殘餘財產（卽ち新會社の株式）を會員の權利及利益の割合に應じ分配交付すること。

パーマー氏は此の種の方法が最近三十年間に於て屢々採用せられて成功を見たものであつて、前述會社法（一九〇八年）第百九十二條に依る方法に優ると謂つてゐる。卽ち前述第一の方法は先づ會社解散の決議を爲した上其の營業を賣却するものであるに反し、第二の方法は先づ營業の賣却契約を爲し之を完了した上會社解散の決議を爲すものである。從て前者に在ては賣却が不成

功に終つた場合に於て再び舊會社の營業を繼續することを得ないけれども、後者に於ては賣却が不成功に終るときは舊會社は依然其の營業を繼續することが出來て頗る便利である。第二の方法に於ては普通營業賣却の契約を爲すと同時に一定の期間內に該賣却條件が履行せられざるときは賣却契約を取消す權利を留保するを常とする

尙又第一の方法に於ては會社解散に付不同意を唱へる社員に對し會社法（一九〇八年）第百九十二條の規定に從ひ現金の支拂を爲す必要がある。然るに第二の方法を採用するときは此の危險と苦痛とを避けることが出來る。

（ハ）第三の方法は會社の多數の債權者と會社法第百二十條に規定する整理契約を爲し之に基いて會社の改造を爲す場合である。卽ち其の手續は次の通りである。

（1）先づ整理案各種の債權者（社債者を含む）並に出資した社員の總會を招集すべきことを裁判所に申立てること

（2）右申立を受けたる裁判所は、普通總會の議長を選任し之をして公告又は回狀を以て招集の通知を爲さしめること

（3）總會に於て決議を爲さしめ其の決議の成立は本人又は代理人に依り出席した者の中少くとも四分の三に當る者の贊成あることを要すること

無記名社債權者が議決權を行使せむとするときは、其の社債券を提示することを要すること

（4）右決議が有效に成立したときは裁判所に對し整理案の認可を申請すること、裁判所に於て之を認可したときは會社と總債權者との間に整理契約の成立を見、其の契約は債權者全員を拘束すること

整理案の內容は種々あるが新會社の設立を以て最も普通のものとする。パーマー氏は之に付て其の「會社法論」中に次の如く例示してをる。

（1）舊會社の社債權者は之と引換に新會社の社債又は優先株を取得すること

（2）舊會社の無擔保債權者は其の債權の一部に付現金を以て支拂を受け他の一部に付ては株式又は社債の交付を受けること

（3）舊會社の株主は一定の負擔附の新會社株式を取得すること、整理案は公平善意に作成せられることを要する。例へば次の如きものである。但し此の場合に於ては新會社の設立を要せぬ。

（1）會社の社債權者は其の償還期限を延長すること（例へば五年又は十年）

（2）一般債權者は其の債權を第二順位の抵當附社債又は株式と振替へること

（3）會社は解散手續を停止し營業を再續すること

尙會社は之と其の社員との間に整理契約を爲すことも出來る。此の場合にも會社法（一九二九年）適用がある。若も整理案に資本の減少が含まれてをる場合は資本減少に關する規定に依るを要すること勿論である。又前述第一の第一の方法と結合して行はれることもある。此の場合には會社法の適用もあること勿論である。

第三方法は債權者集會の決議を利用し得る點に長所がある。會社改造に關する會社法の規定も我が會社法改正の參考と爲るべきものと考へる。

米國に於ける會社の改造

（一）

（イ）社債を發行した會社が破産した場合に社債權者は如何なる救濟手段を採るべきであるか。之は寔に重大な問題であつて、其の救濟手段は種々あるであらうけれども、就中數組の社債權者（一般債權者又は株主）が新に會社を設立し、破産した發行會社の財産及事業を繼承するのも有利な一方法である。

各種の債權者が擔保權其の他の權利を行使して發行會社の財産を切々に處分したのでは該會社の事業を破壞し頗る不利の解決を齎すに過ぎぬ。

然らば數組の社債權者（一般債權者又は株主）が互に協調を保つて新に會社を設立し、破産會社の財産及事業を繼承するには、如何なる手續の下に之を行ふか。以下其の極大要を誌すこととする。

（ロ）此の場合に於ては先づ各組の社債權者を代表する委員を夫々選任し委員會を作るのが普

通である。一組の社債に付一の委員會を作ることもあるし又數組の社債に付一の委員會を作ることもある。時には社債權者以外の一般債權者又は株主を代表する委員を仲間に入れることもある。

斯く委員を選任し委員會を作ることは、申す迄もなく、發行會社の破産に付各利害關係人が共同の行動を執り共同の利益を確保せむとするに在る。

場合に依り破産會社の取締役又は管財人、即ち「レシーバー」が自ら進んで新會社の設立に因る整理案を作成し、又は委員を選任し之をして該案を作成せしめ、之に付各社債權者共の他の承認を與へた場合には解決は極めて容易迅速であつて更に態々社債權者が委員を選任する必要はない。然し乍ら普通の場合に於ては多數の社債權者、一般債權者が存在し、共の各自の利益及關係が又互に相互し相錯綜してゐるから、斯く容易迅速に解決を見ることは稀であると謂はれる。即ち多くの場合に於ては既に前章に於て述べた通り、社債引受者又は有力な社債權者が自ら委員となり又は委員を選任し、他の社債權者を代表することとなるのであつて、裁判所に於ても共の代表權を認めて吳れる。

（ハ）　此等の委員又は委員より成る委員會は廣い權限を有つ。先づ此等の者は總社債權者の有する一切の權利を攝行し且つ共の利益を主張し、管財人、一般債權者、株主等と折衝して新會社設立に因る整理案を作成し之に付各社債權者の承認を求め且つ之を實行するものであつて、之が爲めに必要があるときは、訴訟行爲を爲し、代理人又は顧問辯護士を使用し、各社債權者から預託した社債を處分し、破産會社の財産を買入又は競賣し、右預託社債を擔保として借入を爲すことが出來る。

（ニ）　委員又は委員會に於て破産會社の再設即ち新會社設立に因る整理案が出來上ると、既に前章に於て述べた通り公告共の他の方法に依り之を各社債權者に通知し、共の承認を求める。幸にして承認を得れば（場合に依り一切を舉げて委任せられてをるときは別段承認を得る必要はない）右案は總社債權者を拘束するに至るものであつて委員又は委員會は案の實行に着手するのである。

各社債權者は委員又は委員會が事務を處理するに必要なる費用を負擔しなければならぬ。豫め共の最高額を限定することが多い。

（ホ）　委員又は委員會に於て新會社設立に因る整理の見込が立たないと認めた場合には之を中止しても差支ない。又社債權者に於ても同樣に認めた場合には共の多數の意思に從ひ之を中止することが出來る。

しなくても之を完全し得ることがある。例へば Seaboard Air Line Railway Company が整理社債として總額一八、〇〇〇、〇〇〇弗の五分利付收益社債を發行し之に依て整理に成功した。然し乍ら多くの場合に於ては社債權者が一定の條件の下に一般債權者又は株主をも加へて新會社を設立し、破産會社の財産を競賣し、其の事業を繼承する方法が採られる。而して新會社の商號は破産した舊會社の商號に似たものが選ばれることが多い（ミード氏は其の一例として Railroad Company を Railway Company と爲すが如しと謂つてをる）。

（ト）破産會社が數組の社債を發行してゐることが珍らしくない。而して其の社債の中には一番抵當附のもの二番抵當附のもの、一般抵當附のもの、又は無擔保のものがあり、又同種類の擔保を有する社債にも償還期限利率其他の條件を異にするものが含まれてをることが多い。故に委員又は委員會は先づ此等各組の社債に付夫々其價格を評定し、之を標準として、各組の社債權者が整理に依り受ける利益並に犧牲の割合を公平に決定し其の間に不公平を避け又は權利及利益の衝突を除かねばならぬ。

（チ）社債權者の外に一般債權者も亦破産會社の財産に付相當の利益を有する譯である。從つて一般債權者は其の利益に均霑し得る限度に於て其の權利を主張するから、整理を圓滿迅速に達成する爲め委員會は一定の條件の下に一般債權者をも參加せしめることが少くない。又破産會社の株主も最後の順位に於て整理の利益に均霑し得る場合が屢々ある。或は株金の一部が未徴收の場合にも一定の利益を與へ又は一定金額の拂込を求めねばならぬ關係上、之をも參加せしめることが少くない。

（リ）整理條件に基いて破産會社の財産を競賣し新會社を設立すれば以上（ト）及（チ）に述べた各組の社債權者　一般債權者及株主は整理案の定める所に基き自己の權利の代償として夫々新會社の株式（普通株式、優先株式）又は社債（擔保付社債、無擔保付社債）を取得し、又場合に依り一定額の現金の支拂を受けることがある。試に一例として一八九六年北太平洋鐵道會社を整理した場合を次に示す。

舊會社發行證券の種類	整理に因る現金拂	新會社發行の優先抵當附社債	新會社發行の一般抵當附社債	新會社優先株式信託證券	同上普通株式信託證券
一般一番抵當附社債	三・〇%	%	一三五・〇%	—%	—%
一般二番抵當附社債	四・〇		一一八・五	—	—
一般三番抵當附社債	三・〇		—	一一八・五	—

配當證券	三・〇	—	一一八・〇	—
包括抵當附社債	一・五	—	六六・五	—
證券擔保付債券	—	一〇〇・〇	—	—
北西機械株券	一〇〇・〇	—	—	—
一株に付一〇弗拂込濟優先株式	—	—	—	五〇・〇
一株に付一五弗拂込濟普通株式	—	—	—	一〇〇・〇

（ヌ） 以上述べた樣な手續に依り新會社を設立して破產會社を整理せむとすれば、整理に要した費用、社債權者に支拂ふ可き現金（之は必要でない場合もある）、新會社の營業資金等を捻出しなければならぬ。此等の資金は破產會社の株主から徵收入或は一般公衆から借入れることが多い（社債權者から徵することもある一八九五年 Atchison Topeca & Santa Fe Railroad Company の整理に於ては現金徵收一千三百七十一萬餘弗の中約一千萬弗を株主に他を社債權者に劍當てた）。一般公衆から借入れる場合には新會社が）競賣した財產に順位一番の抵當權を設定し之を擔保として社債を賣出すことが多い。以上に述べた所は社債權者が其の擔保權を實行する場合にも之を用ひることが出來る。

我國に於ても斯る會社改造方法は大に學ぶべきである。多數の債權者が思ひ〳〵に會社の財產を處分するときは會社の營業を破壞し、充分の滿足を求め得る途を失ひ、何れから見ても大變不利である。我會社法及其の運用上、上述米國の實際に學ぶべき點が、甚だ少くないと謂はねばならぬ。

（二）

（イ） 發行會社が社債元利金の支拂、其の他抵當證書又は信託證書所定の債務を履行せぬ（default）場合には、直ちに又は一定の猶豫期間經過後、受託者は抵當證書又は信託證書の定める所に基いて、（1）抵當財產を賣却し、（2）抵當財產の引渡を受け、之を運轉して其の事業を管理し、更に時機を見て之を賣却し、又は（3）抵當權實行の訴を提起することが出來る。然し乍ら受託者が抵當財產を賣却又は運轉することは稀であつて、多くは裁判所に對して抵當權實行の訴を提供する。而して此等の場合に於ては受託者は抵當證書又は信託證書の定める所に依り豫め一定多數の社債權者から同意を求めねばならぬことが多い（擔保附社債信託法第八十二條、第八十三條參照）。

若も受託者が抵當權の實行を怠り、又は抵當證書又は信託證書の定める所に基いて一定多數の社債權者から請求を受けたに拘らず之を拒絕した場合には、裁判所は社債權者に抵當權實行の訴を提起することを許す（擔保附社債信託法第八十九條參照）。

（ロ）裁判所に於て抵當權の實行を許すときは管財人を選任し、之をして抵當財産を管理せしめ、又必要ある場合には之に抵當財産の運轉をも命ずることが出來る。

裁判所は社債權者其の他債權者が抵當財産に付有する優先權、及其の債權金額を決定した後發行會社に對し一定期間內に其の支拂を完了すれば抵當財産の競賣を停止する旨を通達する。而も發行會社が其の期間內に裁判所の決定に基く債務の辨濟を完了することが出來ぬときは、裁判所は初めて抵當財産の競賣を執行する。裁判所は競賣に付最低競賣價額其の他の條件を附する。發行會社が大會社であつて抵當財産が多數に亙る場合には、社債權者其他が一定の契約に依つて委員會を設立し發行會社の事業を繼承することが少くない。而して之が屢々社債權者の爲にも有利な救濟方法である（或少數の州では斯る場合には抵當財産の競賣に因り別段設立手數を要せずして新會社は設立せられる）。

裁判所は抵當權の價値を損せぬ限り之を分割して競賣に附することも出來る。但し之は稀である。抵當財産に附屬する免許權、特許權等は抵當財産と共に競賣に附することが出來る。又抵當財産が競賣手續中に價値を減損する恐ある場合等には裁判所は卽時之を競賣に附することが出來る。發行會社の取締役が競賣の申出をする場合には裁判所の許可を受けねばならぬ。

（ハ）社債利息の支拂のみが遲滯し、其の金額が少額なるに反し抵當財産の價額が多額であつて之を競賣に附するときは多額の殘餘金額を生ずる場合に於ては、裁判所は競賣の費用を節約し且つ之に依り發行會社の蒙るべき損害を防ぐ爲め、受託者に命じて相當期間抵當財産を賃貸せしめ、其の賃貸料を以て遲滯利息の辨濟に充當さすことが出來る。

（ニ）抵當財産が多數に亙り、之を擔保として數組の社債が發行せられておる上に多數の一般債權者がある場合には其の關係は頗ろ複綜し單純に抵當財産を競賣に附しただけでは滿足な解決を得ることは出來難い。此の場合には各組の社債權者一般債權者を夫々代表する數組の委員を選任し、之をして和解契約を締結せしめた上之に基いて抵當財産を競賣し、更に新會社を設立して各組の社債權者及一般債權者に新會社の株券又は社債券等を交付するのが屢々最も適當な解決策である（擔保付社債信託法第八十五條參照）。

（ホ）社債權者以外の者が抵當財産を競賣し受託者が裁判所から競賣手取金を受領した場合に

は、抵當證書又は受託證書所定の順位及方法に依り之を社債權者其の他に分配しなければならぬ（擔保附社債信託法第八十八條參照）。普通の場合に於ては先づ（1）受託者の正當に支出した費用の償還、損害の賠償及相當な報酬並に社債權者に優先する税金、賦課金等の支拂に充當し、然る後社債元利金の辨濟に充當する。（2）更に尚殘餘金を生じた場合は之を發行會社又は其の繼承者に返還し、或は裁判所の命令に基いて之を處分する（擔保附社債信託法第九十二條第九十三條參照）。

（三）

（イ）社債の元利金が期限に至り辨濟せられずして抵當財産が賣却又は競賣に附せられる場合には前章に於て述べた通り屢々社債權者を代表する委員を選任する（社債の引受者又は多額の社債を所持する者等が通常委員を選任する。此等の委員又は委員より成る委員會は抵當財産を買入又は競賣した抵當財産を以て新會社を設立するに付て整理契約案を作成し、公告其の他の方法に依て之を社債權者（並に他の利害關係人）に示し其の同意を求め併て同意する者は社債券を特定の信託會社に預託し、之から預り證書を受けられたき旨を告げる。同一組の社債に付數組の委員會が組織せられ夫々契約案を作成し互に社債權者多數の同意を得むと烈しい競爭を演ずることが珍らしくない。此の場合に於ては社債權者は各契約の當否を考究し、最も適當と認むる契約に同意し、社債券預託手續をとればよい。

（ロ）右に述べた預り證書には信託會社が社債券の預託を受けたる旨並に整理契約の條項に從つて之を管理處分すべき旨を記載し、所持人から請求があるときは之と引換に（所持人に於て裏書して）社債權を返還し且つ預り證書の移轉をも許すのが普通である。然し乍ら極く稀には社債券を預託せしめないで各社債權者が整理契約書に署名する場合がある。

（ハ）現在各州に於ては何れも斯る場合に於ける新會社の設立に付法律を有し、整理契約の内容に關し制限する所がある。今整理契約中に普通約定すべき主要事項を列擧して見ると次の通りである。

（1）整理手續を引受くべき委員の選任

（2）委員の權限及權利に關する記載

（3）社債券の預託並に預託者の權利及義務に關する定め

（4）新會社設立に因る整理案の作成及新會社の設立に關する協定並に新會社に於ける權利の種類の記載

（5）　新會社設立に因る整理案の變更其の他の場合に於ける委員の特別權限

（6）　社債權者に對する負擔割當に關する定め

（7）　整理に要する費用、委員の報酬及委員の補缺に關する定め

（ニ）　普通の場合に於ては新會社設立に因る整理案、之を整理契約の中に確定せぬことが少くない。整理案が最初から出來ておる場合には既に一寸述べた通り整理契約に各社債權者の署名を求め之に依て案の承認が得られるのである。從て其の後委員が整理案を作成したときは更に之を各社債權者から整理案の作成及其の實行に關する一切の委任を受ける場合もある。此の場合には整理案が出來ても重ねて之を社債權者に提示して承認を求める必要はない。

此の整理案は裁判所に提出して其の許可を得なければならぬのみならず、社債劵預託した信託會社に之を備付けて社債權者の閲覽に供し、法定の方法に依て之を公告し、且つ多くの場合に於ては知れたる社債權者に之を通知する。斯くて整理案が一定多數社債權者の承認する所となれば、委員は初めて抵當財産競買申出の手續を執ることとなるのである（若も擔當證書又は信託證書に一定多數の社債權者の意思が少數社債權者の意思を拘束する旨、即ち多數決に關する特約がない場合には一定多數社債權者の同意を得た丈では少數社債權者の同意を强要し得ぬ。從て總社債權者の同意を得る見込がないときは、反對の少數社債權者には競落代金を分配し、多數社債權者のみで新會社を再設する。但し之は稀である）。此の整理案は其の後に於ても必要に應じ變更することが出來る。整理案を變更した場合には右に述べたと同一の方法に依て更に社債權者の同意を求めねばならぬ。

（ホ）　社債權者の爲に發行會社の株主又は一般債權者を參加せしめた方が便利であると認める場合には委員は整理契約の約款に反せざる限り、此等の者の參加を許すことがある。之は株主又は一般債權者が整理案に對し反對することを防止する場合に屢々行はれる。

（ヘ）　既に前章に於て一寸述べた通り委員が整理案に基て抵當財産を競賣し、新會社を設立すれば社債權者は新會社の社債又は株式を取得することとなる。

新會社は斯くて舊會社の事業を繼續して往くのである。

附録

新會社定款

既に述べた通り株式會社の定款に記載すべき事項は商法に規定する事項、即ち必要事項と任意事項とに分れ、法定事項は更に絶對的必要事項と相對的必要事項とに分れる。

（一）絶對的必要事項（商法第一六六條）

（1）目的

（2）商號

（3）資本の總額

（4）一株の金額

（5）本店及支店の所在地

（6）會社が公告を爲す方法

（7）發起人の氏名及住所

（二）相對的必要事項商法（第一六八條）

（1）存立時期又は解散の事由

（2）數種の株式の發行並に其の各種の株式の內容及數

（3）株式の額面以上の發行

（4）發起人が受くべき特別の利益及之を受くべき者の氏名

（5）現物出資を爲す者の氏名、出資の目的たる財產、其の價格並に之に對して與ふる株式の種類及數

（6）會社の成立後に讓受くることを約したる財產、其の價格及讓渡人の氏名

（7）會社の負擔に歸すべき設立費用及發起人が受くべき報酬の額

右一般の相對的必要事項の外、尙ほ商店は定款に記載しなければ其效力を生ぜざる事項を定めてをる。即ち例へば次の如きものである。

（8）株式讓渡の制限（商法第二〇四條第一項但書）

（9）株主に配當すべき利益を以てする株式の銷却（商法第二二二條第一項但書）

（10）株主が株金の拂込を滯納したる場合の違約金（商法第二一四條第二項、第二一五條第二項、第二一七條）

（11）株主總會の決議方法（商法第二三九條第一項）

（12）株主の議決權の制限（商法第二四一條第一項但書）

（13）取締役の決議方法（商法第二六〇條）

（14）建設利息の配當（商法第二九一條第一項、第二九二條第一項）

（15）債券の方式の制限（商法第三〇八條但書）

（16）增資新株の轉換（商法第三五九條）

（17）清算人の選任（商法第四一七條第一項）

尙ほ定款が公證人の認證を受けなければ其の效力を生ぜざることは既に言及した通りである。（商法第一六七條）。試に新會社の定款の雛形として次に一例を示す。

定　款

第一章　總　則

第一條　當會社は　　　株式會社と稱す

第二條　當會社の資本金は　　　萬圓とす

第三條　當會社は左の事務を營むを以て目的とす

一、

二、

三、

四、他の會社より前各號に該る事業の貸借又は其の經營の委託の引受

五、前各號に附帶する事業

第四條　當會社は本店を東京都に支店を大阪市及札幌市に置く

第五條　當會社の存立時期は會社設立の日より滿　　ヶ年とす。但し株主總會の決議を以て之を延長することを得

第六條　當會社の公告は官報及本店所在地と管轄する區裁判所が商業登記を公告する新聞紙に之を掲載す

第二章　株　式

第七條　當會社の株式總數は　　　萬株とし壹株の金額を金五拾圓とす。

第八條　當會社の株式は記名式とし株券は壹株券、拾株券、五拾株券及百株券の四種とす。

第九條　當會社の株金の第壹回拂込は壹株に付金　　圓　　錢（又は　　圓）とし第二回以後の拂込金額期日及方法は取締役會の決議を以て之を定む

第拾條　當會社の株金の拂込を遲滯したるときは拂込期日の翌日より拂込當日迄金壹百圓に付日歩四錢の割合により遲延利子を支拂ひ且つ之に因り生じたる損害を賠償するものとす

第拾壹條　株主は其の住所氏名及印鑑を當會社に屆出づるものとす。住所氏名及印鑑に變更を生じたるとき亦同じ

第拾貳條　當會社の株式は取締役會の承認を得るに非らざれば之を他に讓渡することを得ざるものとす。當會社の株式は株券裏書によりて之を讓渡することを得ざるものとす

第拾參條　讓渡により當會社の株式を取得したる者は當會社所定の手續に從ひ株式の名義書換を請求するものとす。相續、遺贈法人の合併等により株式を取得したる者は其の原因を證する書面を添附するものとす。

第拾四條　當會社の毀損又は分合其他止むを得ざる理由により新株券の交付を請求するものは會

社所定の手續により株券を添へ請求するものとす

第拾五條　株式名義の書換は株券壹株に付金　　錢新株券交付又は株券の分合に付ては交付株券壹株に付金　　錢の手數料を徴收するものとす

第拾六條　當會社は毎營業期最終日の翌日より其の期の定時株主總會終結の日まで株式の名義書換を停止するものとす。臨時株主總會招集の通知を發したる日より其の臨時株主總會終結の日まで亦同じ

第三章　株主總會

第拾七條　當會社の株主總會は定時株主總會及臨時株主總會の二種とす。定時株主總會は毎年　　月及　　月の貳回に之を招集し臨時株主總會は取締役會の決議により必要と認めたるとき又は商法の規定により必要を生じたるとき之を招集するものとす。

第拾八條　株主は其の所有する株式壹株に付壹個の議決權を有するものとす

第拾九條　株主總會に直接出席すること能はざる株主は他の株主に議決權の行使を委任することを得るものとす

第貳拾條　株主總會の議長は社長之に當り社長事故あるときは專務取締役之に代はり社長及專務取締役共に事故あるときは他の取締役互選により之に代はるものとす。株主總會の議長は議事を統理するものとす

第貳拾壹條　株主總會の決議は商法に別段の定めある場合を除くの外出席したる株主の議決權の過半數を以て之を爲す

第貳拾貳條　株主總會の議事に付ては議事錄を作り議事の經過及其の結果を記載し議長並に出席したる取締役及監査役之に署名して保存するものとす

第四章　役　員

第貳拾參條　當會社に取締役五名以内監査役三名以内を置くものとす。取締役は　　株以上を有する株主中より又監査役は　　株以上を有する株主中より株主總會に於て之を選任するものとす。取締役互選を以て社長一名、專務取締役一名を置くものとす

第貳拾四條　取締役の任期は參ケ年、監査役の任期は貳ケ年とす。但し任期中の最終の營業期に關する定時株主總會前に滿了するときは其の總會の終結に至る迄其の任期を伸長することを妨げざるものとす

第貳拾五條　取締役又は監査役に缺員を生じたるに因り補缺を爲したるときは其の補缺取締役又

は監査役の任期は前任者の殘存期間とす。取締役又は監査役に缺員あるも法定の員數を缺がざるときは共の補缺を爲さざることを得

第貳拾六條　取締役は各自共の所有する株式　　株を監査役に供託するものとす。但し任期中退任することあるも共の營業期の定時株主總會に於て提出議案の承認を得たる後に非ざれば之を返還せざるものとす

第貳拾七條　社長は當會社を代表し業務を統轄す。專務取締役及共他の取締役は社長を補佐して業務を執行するものとす

第貳拾八條　取締役會は取締役を以て組織し社長議長となる。社長事故ある時は專務取締役之に代り社長及專務取締役共に事故あるときは他の取締役互選に依り之に代はるものとす。取締役會の議事は多數決を以て之を爲すものとす

第貳拾九條　監査役は當會社の業務及財産の狀況を監査するものとす。監査役の互選により常任監査役を置くことを得。常任監査役は常時當會社の計理を監督するもとす

第參拾條　取締役及監査役の報酬は創立總會又は株主總會に於て之を定むるものとす

第參拾壹條　當會社は取締役會の決議により相談役を置くことを得

第五章　計　算

第參拾貳條　當會社の營業期は每年二回とし　月　日より　月　日迄を上半期、　月　日より　月　日迄を下半期とす

第參拾參條　當會社の決算は每營業期に於ける總收入金より總支出金を控除したる金額を利益金とし之に前期の繰越利益を加へ左の割合により分配するものとす。但し必要に應じ特別積立共の他の處分を爲すことを妨げざるものとす

一、法定積立金　　百分の五以上
一、別途積立金　　百分の五以上
一、株主配當金　　若　干、
一、役員（及職員）賞與金　　若　干
一、後期繰越金　　若　干

第參拾四條　株主配當金は每營業期末日現在の株主に之を支拂ふ。但し配當金の支拂開始日より五ケ年內に支拂の請求なきときは當會社の所得に歸屬するものとす

附　則

第參拾五條　當會社の負擔に歸すべき創立費は金　　萬圓以内とす

發起人の住所氏名

都道府縣市　町　丁目　番地　何　某㊞

都道府縣市　町　丁目　番地　何　某㊞

都道府縣市　町　丁目　番地　何　某㊞

都道府縣市　町　丁目　番地　何　某㊞

都道府縣市　町　丁目　番地　何　某㊞

都道府縣市　町　丁目　番地　何　某㊞

都道府縣市　町　丁目　番地　何　某㊞

株式の引受

既に一言した通り株式の引受方法は發起人の引受ける場合と一般應募者の引受ける場合とによつて異る。發起人が株式を引受ける場合に於ては書面によつて之を爲せば足り、其の他には何等の制限がないが（商法第一六九條）應募者が株式を引受けるに付ては申込證によることを要し（商法第一七五條第一項）而かも其の申込證には次の事項を記載しなければならぬ（商法第一七五條第二項）

（1）定款の認證の年月日及其の認證を爲した公證人の氏名

（2）目　的

（3）商　號

（4）資本の總額

（5）一株の金額

（6）本店及支店の所在地

（7）會社の公告を爲す方法

（8）發起人の氏名及住所

（9）存立の時期又は解散の事由

（10）種々の株式の發行並に其の各種の株式の內容及數

（11）株式の額面以上の發行

（12）發起人が受くべき特別の利益及之を受くべき者の氏名

（13）現物出資を爲す者の氏名、出資の目的たる財産、其の價格及之に對して與ふる株式の種類及數

（14）會社の成立後に讓受くることを約したる財産其の價格及讓渡人の氏名

（15）會社の負擔に歸すべき設立費用及發起人が受くべき報酬の額

（16）各發起人が引受けたる株式の數

（17）第一回拂込の金額

（18）株式の讓渡の制限、株券の裏書の禁止又は株主の議決權の制限を定めたときは其の規定

（19）株金の拂込を取扱ふべき銀行又は信託會社及其の取扱の場所

（20）一定の時期迄に創立總會が終結せざるときは株式の申込を取消すことを得べきこと

今回の新會社設立に當つては株式申込證は緣故募集設立をする場合に實用がある。試に株式引受證及申込證の雛形を次に例示する。尤も此の場合に於ては株式申込證は單に緣故者をして應募引受せしむるに止まるから、極く簡單に所要事項を記載することとする。

株式引受證

一、……株式會社株式……株

右株式發起人トシテ引受候也

昭和　年　月　日

住所

何　某㊞

……株式會社

發起人總代　何某殿

株式申込證

一、……株式會社株式……株

此株金總額金　圓（但壹株ノ額面金額五拾圓）

貴會社定款及左記事項承認ノ上右株式引受度此段申込候也

昭和　年　月　日

住所

株式申込人

株式會社發起人　御中

記

一、定款認證年月日及其認證ヲ爲シタル公證人ノ氏名　昭和　年　月　日公證人　何　某

一、目的（1）（2）（3）（4）（5）

一、商號　……株式會社

一、資本ノ總額　金……百萬圓也

一、株式ノ總數　……萬株

一、壹株ノ金額　金五拾圓也

一、第壹回拂込金額　壹株ニ付金拾貳圓五拾錢也

一、本店所在地　東京都

一、會社ガ公告ヲ爲ス方法　官報及本店所在地管轄區裁判所ニ於テ商業登記ヲ公告スル新聞紙ニ之ヲ爲ス

一、存立ノ時期　會社成立ノ日ヨリ參拾箇年

一、會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用　金…萬圓以內

一、株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ヘキ時期　昭和　年　月　日迄ニ會社ガ成立セサルトキ

一、株金ノ拂込ヲ取扱フヘキ銀行及其ノ取扱場所　株式會社……銀行本店

一、發起人ノ住所及氏名竝ニ其ノ引受株數

……株　東京都　區　丁目　番地　何　某

……株　東京都　區　丁目　番地　何　某

……株　東京都　區　丁目　番地　何　某

……株　神奈川縣　郡　町　丁目　番地　何　某

……株　埼玉縣　郡　町　丁目　番地　何　某

……株　東京都　區　町　丁目　番地　何　某

……株　千葉縣　郡　町　丁目　番地　何　某

發起設立と檢査役の選任及調査

既に述べた通り發起設立に於ては發起人が株式總數を引受けるのであるから、別に株式の募集を必要としない。遲滯なく各株に付て第一回の拂込を爲さしめ、且つ取締役及監査役を選任するのである（商法第一七〇條第一項）。株金拂込の取扱場所は銀行又は信託會社に限り又現物出資に在つては右第一回拂込の期日に出資の目的たる財産の給付を爲すことを要す（商法第一七二條）取締役及監査役の選任は發起人の議決權（引受株壹株に付議決權壹個である）の過半數を以て決す（商法第一七〇條第二項）。又會社を代表する取締役を定めるに付ても同樣である。而して此等の決議は議事錄として書面に記載し發起人が之に署名するのが常例である。

更に發起設立の場合に於ては旣述の如く檢査役の選任を裁判所に請求せねばならぬ（商法第一七三條）。此の場合の管轄裁判所は本店所在地の地方裁判所であつて（非訟法第一二六條第一項）、請求は書面卽ち申請書に依て之を爲し申請書には左の事項を記載し申請人が記名、捺印することを要する（非訟法第一二七條）。

（一）　申請の事由

（二）検査の目的

（三）申請の年月日

（四）裁判所の表示

而して検査すべき目的事項は次の通りである（商法第一七三條第一項）。

（1）發起人の受くべき特別の利益及之を受くべき者の氏名

（2）現物出資者の氏名、出資の目的たる財產、其の價格並に之に與ふる株式の種類及數

（3）會社の成立後に讓受くることを約したる財產、其の價格及讓渡人の氏名

（4）會社の負擔に歸すべき設立費用及發起人が受くべき報酬の額

（5）株金の第一回拂込がありたるや否や

（6）現物出資の目的たる財產の給付がありたるや否や

検査役は調査の結果を書面に依て報告せねばならぬ（非訟法第一二八條）。裁判所は検査役の報告を聽き右述検査の目的たる事項に不當と認めるものがあるときは、之に變更を加へて各發起人に通告するのである（商法第一七三條第二項）。尙ほ裁判所は其の際發起人及取締役の陳述を聽かねばならぬし、又取締役は其の變更に不明があれば即時抗告を爲す事が出來る（非訟法第一二九條）。

又其の變更に不明の發起人は並の株式の引受を取消すことが出來、若し斯る取消があつたときは殘餘の發起人に於て定款を變更し設立手續を續行しても差支ない。若し通告後二週間內に株式の引受を取消した者がないときは定款の通告に依て變更せられたものと看做されるのである（商法第一七三條第三項及第四項）。尤も今回軍需會社の轉換整理は終戰に伴ふ特殊の整理であるから寧ろ特別の立法を以て斯る検査役の選任及調査如き面倒な手續は之を省略するのが妥當である。

募集設立と創立總會の決議

曩に述べた通り緣故募集設立が形式上募集設立の一種である以上發起人は其の引受けざる株式に付少數の緣故者をして應募の形式を採らしめ、株式總數の引受があつたときは更に遲滯なく各株に付て第一回の拂込を爲さしめ又現物出資の目的たる財產の給付を爲さしめる要がある（商法第一七七條）。株金拂込の取扱場所に付ては發起設立の場合と同樣である（商法第一七八條）。

而して右の第一回拂込及現物出資の給付があれば發起人は遲滯なく創立總會を招集する必要がある（商法第一八〇條）。創立總會は株式引受人の總會であるから元より株主總會とは性質を異にするが商法は便宜株主總會に關する手續に倣ふ所も多い（商法第一八〇條第二項及第三項）。從つ

て本來其の招集には會日より二週間前に會議の目的たる事項等を株式引受人に通知しなければならぬ筈であるが、今回新會社を設立するに付ては各株式引受人の承諾を得て二週間の期間を短縮し、直ちに創立總會を招集することが望ましい。

創立總會は株主總會と同様に定款に別段の定がない限り、本店の所在地又は其の隣接地で招集しなければならぬ（商法第一八〇條第三項第二三三條）。而して創立總會に於て議せらるべき事項は大體次の通りである。

（1）會社の創立に關する事項の報告（商法第一八二條）

（2）定款の承認又は變更（商法第一八七條）

（3）取締役及監査役の選任（商法第第一八三條）並に代表取締役の選任

（4）取締役及監査役の設立手續の調査（商法第一八四條）

（イ）株式總數の引受がありたるや否やの調査

（ロ）各株に付第一回拂込及現物出資の給付がありたるや否やの調査

（ハ）發起人の受くべき特別の利益及之を受くべき者の氏名、現物出資を爲す者の氏名、出資の目的たる財産其の價格並に之に對して與ふる株式の種類及類、會社の成立後に讓受くることを約したる財産其の價格及讓渡人の氏名、會社の負擔に歸すべき設立費用及發起人が受くべき報酬の額に關する前記檢査役の報告書の調査

（5）取締役及監査役の報酬（商法第二六九條、第一八三條參照）

創立總會に於て取締役及監査役の報酬を定め得るか否かに付ては商法中に直接の明文を欠く故、大審院の反對判例（民法第四卷六四八頁以下）及反對學説があるけれども、商法第一八三條に創立總會に於て取締役及監査役を選任し得る旨の規定がある以上、該規定の報酬を定め得る趣旨を包含するものとして之を積極に解することが安當である。又條理及實際にも併せ適ふ（松本博士日本會社法論一五三頁）

（6）設立の廢止（商法第一八七條）

今回軍需産業を轉換整理する爲め新社會を設立するに當つては、創主總會に於て其の設立廢止を決議するが如きことは蓋し極めて稀であが、之れは一應掲げて置く、

尙又會社の創立に關する事項の報告書に通例記載せられるものは次の通りである。

（イ）發起人に於て會社設立の計畫を樹てたること

（ロ）發起人に於て何年何月何日定款を作成し公證人何某の認證を受けたること

（ハ）資本總額を何株に分ち其の總株數中何株を發起人に於て引受け殘餘何株を募集し何名の

應募者（今回の場合は緣故者）より應募の申込ありたるを以つて之に何株を割當て總株式に付引受があり結局株式引受人は何名となりたること

（ニ）何年何月何日株式引受人に對し株金の第一回拂込（壹株に付金何圓の割合）の催告を爲し何年何月何日各株に付其の拂込及現物出資の給付を完了したること

（ホ）會社の負擔に歸すべき設立費用の總額は何圓であつて其の内譯は次の通りなること

（a）定款其の他の印刷費　何圓

（b）株金拂込金取扱手數料　何圓

（c）通信及交通費　何圓

（d）創立事務所費及俸給手當　何圓

（e）雜　費　何圓

（ヘ）會社成立の上は發起人より會社に引繼ぐべき銀行預金其の他の資産の明細書

（ト）何年何月何日各株式引受人の承諾を得て、創立總會の招集に必要なる期間を短縮し何年何月何日之を招集したること

又今回の新會社設立に當り創立總會に於て定款の承認があることは疑の餘地のないところであるが、必要があれば定款の記載事項中會社の目的でさへも變更することが出來る。仍ほ例へば發起人の住所及氏名、會社の負擔に歸すべき設立費用、現物出資等の費用の如き事項は會社が成立すれば不要となるから創立總會に於て一應承認を經れば後に之を削除することが多い。

創立總會に於て取締役及監査役を選任するに付ては、豫め其の顏觸れを豫定して置くことが肝要である。總株數に付き引受第一回の株金拂込及現物出資の給付があつたことを證する書面としては、發起人の株式引受證、緣故者の株式申込證及之に對する株式割當表、拂込取扱銀行又は信託會社の拂込證明書並に現物出資の給付を完了した旨の證據書類等を取揃へねばならぬ。

更に創立總會の議事に付ては通例發起人總代が議長席に着いて開會を宣し前述會社の創立に關する事項の報告の件其の他の各議案夫々を附議することになるのであるが、今回軍需産業を轉換整理する爲めに新會社を設立するに付ては、少數の發起人及緣故應募者だけで行ふのであるから勿論たゞ諸關係書類を取揃へ發起人及緣故應募者の記名捺印を貰へば別段鹿爪らしい議事手續を爲さなくても差支へない。

斯くて創立總會が終結すれば一方に於て其の議事錄を作成すると共に他方に於ては會社設立の登記を申請しなければならない。

創立總會の議事錄は通常次の事項を記載する。

(1) 會　場
(2) 期　日
(3) 出席員數及株數
(4) 議長の選任
(5) 議案として株式引受人に通知したる事項
(6) 決議したる事項
第一號議案　會社の創立に關する事項報告の件
第二號議案　定款の承認（又は一部變更の上承認）の件
第三號議案　取締役及監査役の選任並に代表取締役選任の件
第四號議案　取締役及監査役の設立手續に關する調査報告承認の付
第五號議案　取締役及監査役の報酬の件
(7) 閉　會

會社設立の登記

既に述べた通り發起設立の場合に於ては前記檢査役の調査等に關する手續が終了した日、募集設立の場合に於ては、創立總會の終結の日又は創立總會に於て發起人が受くべき特別の利益其の他を不當と認め之れが變更手續を終了したる日より二週間內に會社設立の登記を爲すことを要するのである。會社設立の登記は會社成立の要件である（商法第五七條）即ち會社は此の登記を爲すによつて成立するものである。

會社設立の登記は次の通りである（商法第一八八條第二項）

(1) 目　的
(2) 商　號
(3) 資本の總額
(4) 一株の金額
(5) 會社が公告を爲す方法
(6) 本店及支店

（7）存立時期又は解散事由を定めたるときは其の時期又は事由

（8）數種の株式を發行したるときは其の各種の株式の內容及數

（9）各株に付拂込みたる株金額

（10）株式の讓渡の制限又は株券の裏書の禁止を定めたるときは其の規定

（11）開業前に利息を配當すべきことを定めたるときは其の規定

（12）株主に配當すべき利益を以つて株式を銷却すべきことを定めたるときは其の規定

（13）取締役及監査役の氏名及住所

（14）取締役にして會社を代表せざる者があるときは會社を代表すべき者の氏名

（15）數人の取締役が共同し又は取締役が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めたるときは其の規定

會社設立の登記は總取締役及總監査役の申請に因つて之を爲すものであつて其の申請書には左の書類を添附しなければならぬ（非訟法第一八七條）

（1）定　款

（2）株式の引受を證する書類（發起人の株式引受證）

（3）株式申込證（今回軍需産業の轉換整理の爲め緣故募集設立の方法によつて新會社を設立するに當つては緣故者の株式應募の爲めの申込證を指す）

（4）取締役及監査役又は檢査役の調査報告書及其の附屬書類

（5）檢査役の報告に關する裁判がありたるときは其の謄本

（6）發起人が、取締役及監査役を選任したるときは之に關する書類（發起設立の場合）

（7）創立總會の議事錄（募集設立の場合）

（8）株金の拂込を取扱ひたる銀行又は信託會社の拂込金の保管に關する證明書

募集設立の場合に於て多數の株式應募者があつて之に割當を爲したるときは株式割當表を、又創立總會議事錄には會社の創立に關する事項報告書を添付することが多い。

既に述べた通り會社設立の登記を了すれば會社は成立し、會社が成立すれば會社は事業活動を開始することが出來、存立中の會社に關する規定が全面的に適用せらるることになる。

昭和二十一年六月十五日印刷
昭和二十一年六月二十日發行

不許
複製

産業の轉換整理と法律手續
—附・新會社案—
定價 七圓五〇錢（税込）

著者 栗栖赳夫
東京都麴町區飯田町一ノ一

發行者 佐々木周雄
東京都板橋區練馬南町一ノ三五三二

印刷所 新日本印刷株式會社

發行所 東京都麴町區飯田町一ノ一
株式會社 工業新聞社
振替東京一八六〇七六

配給所 日本出版配給統制株式會社

973
444

終

¥7.50